

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和5年12月6日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 鈴木 勝利

2番 伊藤 知子

3番 藤田 尚美

4番 磯山 和男

5番 池辺 己実夫

6番 甲斐 徳之助

7番 塚原 正彦

8番 柳井 哲也

9番 遠藤 憲子

10番 大森 和夫

11番 加藤 政之

12番 出澤 大

13番 山本 伸子

14番 小松崎 伸

15番 水梨 伸晃

16番 伊藤 裕一

17番 杉森 弘之

18番 須藤 京子

19番 黒木 のぶ子

20番 高嶋 基樹

21番 諸橋 太一郎

22番 石原 幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和５年第４回牛久市議会定例会

議事日程第４号

令和５年１２月６日（水）午前１０時開議

日程第１．一般質問

午前１０時００分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、１０番大森和夫議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。１０番大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 １０番大森和夫です。

昨日の一般質問で、加齢性難聴者の補聴器助成についての意見書の件。意見書は国に提出するものであり、市に求めるものではないので、その部分を決議に訂正します。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 日程第１、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、１番鈴木勝利議員。

〔１番鈴木勝利議員登壇〕

○１番 鈴木勝利 議員 おはようございます。

公明党の鈴木でございます。

通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、牛久市消防団の現状と課題についてでございます。

組織や団体の名称も、その活動についても、ある程度分かっているつもりでいても、実際にその組織や団体に所属している方に聞いてみると、自分の知っていることはそのほんの一部にすぎず、その存在意義や組織形態、活動内容、社会に与える影響や成果、その組織や団体が抱えている課題等々、改めて聞いてみて驚くことがよくあります。ましてや、その組織や団体の活動が私たち市民の生活や安全安心に深く関わっているにもかかわらず、そうした活動がふだんあまり目にするものがない場面で進んでいるため、特に気に留めていなかった場合、その活動の実際を知って自分の無知に対する恥ずかしさを覚えると同時に、そうした活動に従事してくださっている方々に対して、より深い感謝の念を覚えることがあります。

今回、こうした活動の一つとして、消防団の活動を取り上げます。これによって、できるだけ多くの市民の方々に、その活動を正しく認識、評価していただく一助になればと考えます。

さて、まず一般論として、消防団のことについて伺います。

消防団の法的位置づけや管理運営主体、消防署との関係はどのようになっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

消防制度は、消防組織法に基づき、市町村がその区域における消防責任を負うこととされております。消防組織法第9条において、消防事務を処理する機関として、常備消防機関としての消防本部・消防署と、非常備消防機関としての消防団が位置づけられ、両者は、火災やその他の災害から国民の生命、身体及び財産を守ることを任務としております。

牛久市における消防体制は、常備消防機関が稲敷広域消防本部牛久消防署及び牛久東部出張所、非常備消防機関が牛久市消防団となっております。

消防署では、常勤職員が常に災害に即応できる体制を整えておりますが、消防団は、非常勤である団員が本業に就く傍ら、災害発生時は速やかに消防活動に従事することとなります。

また、消防団の所掌事務は条例で定められ、市町村長がこれを管理し、消防団長が実務の統括及び団員の指揮監督を行っております。

このように、消防署と消防団とはそれぞれ独立した機関ではありますが、火災やその他の災害から市民の生命、身体及び財産を守るという同じ目的を持って相互に協力し、緊密に連携しながら任務を遂行しております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、消防団の団員や組織構成について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 消防団員は、消防活動への従事を職業とする消防署の消防吏員と違い、平常時は農業、自営業、会社員等の職業に従事する一方で、火災等の災害発生時や訓練時などは消防団員として出動する、非常勤特別職の地方公務員という身分です。また、消防団は義勇的、ボランティア的な性格が強い組織で、地区の防災訓練などに参加するなど消防署と協力し、災害活動及び火災予防の普及啓発活動なども行っております。

牛久市消防団の組織構成につきましては、平成15年に女性部を設置、平成19年に第27分団（大和田分団）と第29分団（中央分団）を統合、平成20年には第19分団（上久野分団）と第20分団（下久野分団）が統合され、さらに平成28年に市役所消防隊を設置し、現在の団本部、28個分団、女性部、市役所消防隊の構成となります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 続いて、消防団の活動、役割を伺います。また、消防署の活動、役割との違い、関係性を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 消防団は、ふだんから地域に根差した活動をしております。平常時には、地域の消防訓練や防災訓練等においての指導協力のほか、防火防災の啓発活動等を行っておりますが、非常時には、一たび火災が発生すれば速やかに出動し、消防活動に専念することとなります。

また、震災や風水害等においても、市民の救護、避難誘導、被害拡大の阻止等に全力を尽くします。

災害現場では、消防署の出動隊と連絡を取り合い、消防団が持つ地域密着性、多数の動員力、即時対応力などの特性を生かしながら、迅速かつ円滑な活動に努めております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいまの答弁の地域密着性、多数の動員力、即時対応力などの特性を生かすということでしたが、もう少し具体例を挙げて、その活動について御説明を願います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 例えば火災等が発生した場合ですが、その地域の担当エリアの消防団だけではなく、近隣のエリアを担当している消防団も、その状況に応じて出動いたします。そうしますと、実際現場では、水を送るための連携が必要になったり、交通の多いところでは現場の交通安全等を確保したりという活動が必ず生じますので、その現場に応じて対応ができるところが消防団の一つの特徴かと思います。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、ここから、牛久市消防団について伺います。

牛久市消防団の分団数、団員数、性別や年齢、職業等の団員構成について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 令和5年度の牛久市消防団の組織は、先ほど申し上げましたとおり、団本部、28個分団、女性部、市役所消防隊の構成となっております。

団員数につきましては、令和5年11月21日現在で、男性412名、女性8名、合計420名となっております。

年齢につきましては、10代から20代で約20名、30代から40代で約250名、50代から60代で約150名となり、平均年齢は約47歳となります。

職業等の構成につきましては、会社員の方が約330名、農業従事者や自営業者が約90名となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、牛久市消防団の活動経費について伺います。活動するに当たって必要とする経費にはどのようなものがあり、具体的にどのくらいの金額なのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まず、消防団員個人に対しての災害や訓練、会議等の出動手当及び年額報酬があります。災害等の激甚化で団員の負担が増加していることなどを考慮し、災害出動手当の部分につきましては、令和5年4月1日に条例改正を実施したところでございます。

内容となりますが、それまでは一律3,000円の出動手当であったものを、4時間未満の災害出場の場合には4,000円に、4時間以上の災害出場となった場合には8,000円に増額しております。

また、年額報酬につきましては、団員階級を3万円から3万6,500円に、班長階級を3万

5,000円から3万7,000円に増額しております。

令和4年度の実績で申し上げますと、出動手当が158件、延べ1,180人で計564万円、年額報酬が1,510万5,500円となっております、階級や出動状況により各個人に支払われております。

そのほか、消防団機庫の修繕、消防自動車の維持更新費、ホース等の資機材購入費などは市で負担しております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 牛久市消防団の他の自治体の消防団と違って特筆すべき活動があればお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 牛久市消防団では、災害対応や訓練活動のほかにも様々な活動を行っております。地区の防災訓練への参加、消防車による巡回広報活動、地域のお祭りなどでの広報活動、女性消防団員による保育園、幼稚園の園児への防災教室などがございます。

女性消防団による防災教室では、紙芝居や防災クイズ、避難訓練などを通して、園児に分かりやすく防災の大切さを伝えております。このような活動を通して、地域における消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化などに大きな役割を果たしております。

また、SNSを活用したPR活動も行っております。具体的には、まず初めに、PR動画「世にも不思議な消防物語」、サブタイトルとして「牛久市消防団PR動画」となりますが、その制作が挙げられます。この動画では、火災発生から鎮火までの流れを、明治から昭和中期に活躍した腕用ポンプを使いまして再現し、ナレーションを用いて、消防団の状況や役割、必要性を知ることができる内容となっております。動画をユーチューブへアップしたときには反響がございまして、動画について、ニッポン放送のラジオ番組に取り上げていただくなど話題となりました。

次に挙げられるのが、消防団の公式インスタグラムです。こちらにつきましては、今年の1月より、牛久市消防団の公式インスタグラムとして開設いたしました。こちらでは、消防団の活動をアップしておりますので、併せて御確認いただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、今、牛久市消防団が抱えている課題にはどのようなものがあるのか伺います。あわせて、そうした課題に対してどのような解決策が考えられるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

現在の牛久市消防団の課題といたしましては、団員数の減少、消防団への理解不足が挙げられます。

団員数減少への対策といたしましては、平成21年に、入団制限を「18歳以上45歳未満」から「18歳以上」へと条件を緩和する条例改正を行いました。また、団員の待機時間を削減するため、訓練開始時間を3地区の方面隊に分けて設定することや、現在の実情に合わせた訓練に

内容を変更するなどの効率化を実施し、団員への負担の軽減と入団へのハードルが下がるよう対策を行っております。

消防団への理解不足に対する対策といたしましては、消防署がある牛久市においても、地域に親密に活動することができる地元消防団の必要性について、日常どのような活動をしているのか知られていない部分があると考えられます。そのため、SNSや広報うしくなどをさらに活用し、消防団のPR及び活動の周知を行い、市民の皆様へ理解していただけるよう対策をまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 正直、消防団の活動の実態が広く市民に周知されているとは言い難いと考えます。消火活動の現場が報道されたり、テレビドラマで放映されたりする場合、そこに従事しているのは、消防署員だという認識はあっても、消防団員も活動しているとの認識は薄いというのが現実です。

しかし、これまでの答弁で、消防団の活動を知ることによって、消防署の活動は消防団の活動があつてこそ成り立っているものだと改めて認識いたしました。

そこで、ただいまの答弁にもありましたが、大事なことは、市民に広く消防団の意義と活動を周知していくことだと考えます。出初め式や消火訓練で華々しい活動の様子を見せることも大事ですが、それ以上に消防活動や災害救助、日頃の防火活動等での実態を市民に広く周知していくことが必要だと考えます。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 火災現場等における消防団の活動は、消防署と連携しながら、消火活動はもちろんのこと、消防署員が安全かつ迅速に消火活動ができるよう、火災現場での交通整理や消火用の水の遠距離中継、防火水槽の補給作業など後方支援を中心に活動し、住民生活を守るためになくてはならない、とても重要な役割を果たしております。

また、日常においても、防災訓練での防火指導など住民生活に密着したきめ細やかな活動を行っており、地域消防防災の要として重要な役割を担っておりますが、今、議員から御指摘のありましたように、その活動がなかなか知られていないのが現状でございます。

今後の消防団活動にさらなる多くの市民の皆様の御理解を得るためにも、災害対応の状況や訓練状況をホームページ、広報うしく、SNS等を活用し、市民の皆様へ周知し、理解していただけるよう継続して発信してまいります。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 市民への周知と理解について補足いたします。

私も、ついこの間まで消防団員でございました。また、議長含め多くの議員の皆様が消防団員である、またOBの方もいらっしゃいます。

そういった中、今年の1月1日に市内で火事がございました。建物火災で非常に大きい火事でもございました。元旦といったこともありまして、消防団員もお酒を飲まれていた方もやはりいまして、正直、元旦だから出動するのも気が引けるかと思うんですが、やはりそこら辺は意識を

持った消防団でございますから、元旦に限らず出動していただいたわけでございます。

そういった中で非常に残念であったのは、やはり市民への周知と理解が得られていないがゆえだと思うんですが、火事現場でサポートするのは当たり前の話なんですが、交通整理をやっていた際に私が目撃したのは、交通整理を行って車を誘導して、たまたまその車のドライバーが道が分からずにまた同じところに戻ってきてしまいました。そのドライバーが、誘導していた消防団員に対してすごくどなりつけていたといった現場を見ました。火事現場であるがゆえに交通の誘導をしているといったこと、そして消防団のそういった活動の理解が得られないがゆえに、そういった残念な光景を見てしまったといったこと。それだけ市民に対しての理解が得られていないといったことを現実として目の当たりにしたわけでございます。

そういったことから、より一層消防団の職務について、消防団として、その行政区への防災訓練等々お手伝いに行っているわけでございますから、そういった場を活用しながら住民の周知と理解を求めていきたいと思っておりますし、鈴木議員がこうやって一般質問をしていただいていることも既にもうPRであると、市民に対しての周知であるとも思っておりますので、ぜひとも議員の皆様には、消防団の活動内容を1人でも多く周知していただく一助となさせていただきますことを期待申し上げて、補足の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ありがとうございます。

消防団の意義と役割を知り、市民の一人一人がその重要性を認識し、その活動に共に協力し合えるように、今後ともその周知に努めていただけるようお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

続いて、牛久市の観光名所の案内表示についてでございます。

JR牛久駅やひたち野うしく駅に降り立って、ここに一体どんな観光名所があるのか、正直分かりづらい思いをされた方は少なくないと考えます。牛久駅改札口を出ると、確かに牛久シャトーの顔パネルや牛久大仏の電光掲示板を見ることはできます。しかし、それらを見ても、どんな観光名所でどのように行くのか、正直よく分かりません。

牛久大仏に行くバス乗り場の番号は、電光掲示板に表示されてはいますが、その指示に従って牛久駅東口に降り立っても、目立った牛久大仏という表示は見当たらず、その番号のバス乗り場の位置もよく分かりません。

駅構内には、よく見れば案内図が設置されていて、その頭上に観光スポットが表示されています。しかし、その案内図自体が目立ったものではありません。市内を車で走っていても同じことですが、観光名所がどこにあるのかよく分からないというのが実感ではないでしょうか。

スマートフォンで牛久市の観光名所とインターネットを検索すると、牛久大仏に始まり、牛久シャトー、牛久沼、雲魚亭、河童の碑、牛久市観光アヤメ園、牛久自然観察の森等々の観光スポットが美しい写真とともに紹介されております。そこには、住所地も、地図も、行き方も表示されております。確かにそれで済むと言えば済む話ですが、電車や車で牛久市にたどり着いたとき、ここにはこんなすてきな観光地があるのですといった、目に飛び込むような、心ときめかせるよ

うな、わくわくさせるような広報宣伝物があれば、自然とそんな地を訪れてみたいと思えるのではないのでしょうか。そして、その地へ自然と誘導してくれるような案内表示が工夫されておれば、自然とそこへ足が向くのではないかと考えます。

牛久シャトーは、牛久駅から歩いて行くことができます。しかし、道案内の看板表示などはほとんどないのが現状です。シャトー通りやぶどう園通りといったしゃれた名前の通りを進んでいけばシャトーに着くようですが、そんな名前の通りの表示などを見つけることは至難の業です。そういえば、かっぱ祭りパレードが行われる花水木通りというすてきな名前の通りも、どこに表示してあるのか分かりません。

牛久市への観光客誘致を考えるならば、観光地そのもののPRもさることながら、そこへ至る案内表示も重要です。

そこでまず、市内の観光名所の案内表示の現状を伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 駅に降り立ち、目的の観光スポットにスムーズにたどり着けるようにすることは、訪れていただいたお客様への「お・も・て・な・し」という点で、大変重要なポイントだと考えます。

議員からも御紹介ありましたとおり、牛久駅、ひたち野うしく駅とも案内表示はございますが、分かりづらいと感じる方もいらっしゃると思います。案内表示をどのような形式にするのか、どの場所に設けるのかによって、その効果は大きく違ってきます。観光名所のみならず公共施設へのルート案内など、利用したい方にストレスなくスムーズに御案内できるように、関係各課と協議をしながら、利用される方の目線に立って、心ときめかすような、わくわくさせるような、より分かりやすい表示方法を検討してまいりたいと思います。

また、通りの名前の表示も同様に、担当課と協議しながら改善に向けて見直しを図っていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市内の観光名所のPRと案内表示をもっと目立たせるような工夫が必要ではないかと考えます。

看板表示が一般的ですが、例えば国道6号と国道408号が交差する交差点に設置されている大型の液晶ディスプレイ、電子看板、いわゆるデジタルサイネージですが、そこを通るときは必ずと言っていいほど視線がそこに向かいます。こうした特に目立たせる工夫も含めて、駅や大きな交差点には大型の看板表示を施してはどうかと考えます。

また、市内の主な通りの名前も、誰もがすぐに分かるように具体的に表示するとともに、その表示にも工夫を凝らすべきだと考えます。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 国道6号と408号の交差点にある電子看板、いわゆるデジタルサイネージのようなものを観光PRのツールとして利用してはどうかという御提案をいただきました。目立つという点では、PRに効果のある方法に間違いはございません。

しかしながら、一方で、通行される方、車に乗って通行されるドライバーからクレームをいただいているということもありますので、デジタルサイネージを設けるに当たっては、場所や費用、観光産業への効果の検証方法等を慎重に勘案しながら検討してまいりたいと思います。

しかしながら、議員御提案のように、デジタルサイネージならずとも目立つような看板というのは、訪れる方にとって非常に効果的なものだとは認識しておりますので、そちらの検討もさせていただきたいと思います。

また、通り名前の表示、先ほどの答弁とも重なってしまいますが、こちらも同様に、担当課と協議しながら、改善に向けた見直しを図っていききたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 通り名の表示ですが、改善に向けて見直しを図るという答弁でしたが、具体的にどのような見直しを図るのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 具体的にというのは、今ここでどのようにというのは申し上げられないところなんですけれども、例えば隣の市、龍ケ崎市の通りの名前の表示などを見てみますと、かなり目立つというか、目につくような看板があるように見受けられます。そういったところを参考にしまして、検討していきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 どうぞよろしくお願いいたします。

観光名所の案内表示とともに、それらの観光地とその周辺の飲食店などの紹介も併せてPRすることも重要かと考えます。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 牛久市観光協会では、2年に1度更新する形で「牛久日和」というガイドブックを発行しております。観光スポットをはじめ、歴史的・文化的施設やイベントなどを紹介するほか、飲食店や名産品など、盛りだくさんのコンテンツを詰め込んでおります。飲食店、名産品だけでも60を超える店舗を紹介しております。「牛久日和」は観光協会のホームページでも閲覧できます。

なお、現在、ホームページ更新手続中のため、一時的に今、閲覧できない状態にはなっておりますけれども、こちら更新が終わりましたら、再度また閲覧できるような状況になりますので、そちらのほうの御確認もお願いしたいと思います。

さて、観光地に赴くときは、多くの方が、何を食べようか、何を買おうかとわくわくしながら考えます。今後も牛久を訪れるお客様に、わくわく、どきどきをお届けできるように掲載店舗の開拓に努め、「牛久日和」もそうですけれども、観光PRの充実に努めてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 「牛久日和」というガイドブックは、全戸配布されているわけではなく、ただいまの答弁にもありましたとおり、ホームページで閲覧できなくなる場合もあります。せっかくガイドブックを発行していても、いつでもどこでも気軽に目にできるようにでなければあ

まり役立つとも思いません。そうした点も考慮した観光PRを考えていただきたいと思います。

次に、観光案内と関連して、バスやタクシーなどの公共交通機関による市内観光巡りについて、その実情を伺います。

また、かっぱ号やうしタクで市内観光巡りプランのようなものを企画できないのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 まず、牛久の2大観光地といったところで、牛久大仏と牛久シャトーがありますけれども、まず牛久大仏。牛久シャトーは駅から徒歩で来られる場所なんです、牛久大仏へのアクセスについての問合せが非常に多くなっております。ほとんどがシニア世代で、公共交通機関の利用を希望されているというところなんですけれども、現在、平日が往復で3便、土日祝日が往復8便のバスの運行がございしますが、土日祝日は直行便となっているため途中下車ができないという状況です。

御提案のかっぱ号やうしタクによる観光巡りでございますが、かっぱ号は観光を目的としたものではなく、増便の要望に対しても現在の状況では実現は容易でないというのが実情でございます。かっぱ号の活用により、観光スポットを有機的につなぐというのは現状では難しいものと考えます。

一方で、うしタクは利用目的に制限はございません。料金体系は、1回の乗車当たりで金額が定められているので、訪れたい観光スポットをつなぐような予約をしていただければ、観光巡りも可能ではあります。しかしながら、利用は市民に限られますので、市外から訪れたお客様に御利用いただくことはできません。

先日の会派代表質問において市長から答弁申し上げましたように、現在、全国的に運転士不足が叫ばれており、市内の路線バス運行事業者である関東鉄道株式会社、関東鉄道の路線バスの減便が決定されたところです。同様に、かっぱ号、うしタクについても、運転士不足に加え、働き方改革関連法により、令和6年4月1日に時間外労働の上限規制が適用されることを受け、現行の運行自体が維持できない可能性が高いと言わざるを得ません。

以上のような状況でございますので、現時点ではかっぱ号やうしタクの利用を前提とした観光巡りプランの企画は、現実的には難しいと思われまます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 かっぱ号は観光を目的としたものではない、増便は容易ではない、観光スポットを有機的につなぐのは難しいとの答弁でした。

兵庫県たつの市のように、コミュニティバスを活用して、観光客の移動ニーズに応えている自治体もございます。牛久市でも、観光客向けに、かっぱ号を利用して現在のルートで観光巡りを企画するのは、決して難しい話ではないと考えます。

また、現行のうしタクの利用は市民に限られておりますが、千葉県君津市のように、市外から観光目的で来られた方にデマンドタクシーを利用できるように運営している自治体もございます。

運転士不足等による現行の運行体制の維持が難しくなってくるという状況は理解できます。しかし、たとえ運行体制が変わっても、低額運賃で利用できるというメリットを生かし、かっぱ号

やうしタクを使った観光巡りプランを工夫してはいかがでしょうか。それが功を奏すれば、観光客の増加はもちろん、かっぱ号やうしタクの利用者の増加にもつながると考えられます。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 関係人口の増加策としての観光交通の確保や改善は、各地域における課題となっているものと認識しております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、現在の本市の地域公共交通は、地域住民の日常における生活の足の確保を目的とする検討や対応に重きが置かれているため、地域に活力を送り込む観光との結びつきにつきましては、現在のところ検討は行っていない状況となります。

しかしながら、うしタクについては、利用者数の伸びに合わせた利便性の向上を目指し、かっぱ号につきましては、運転士不足や働き方改革に対する対応なども含めた全体的な見直しも検討しなければいけないという状況でありますので、今後、地域住民の日常交通の確保、維持が優先課題とはなっておりますが、公共交通全体の在り方につきましても、観光交通も含めて様々な視点を踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市内には、四季折々のすばらしい豊かな自然も残っております。例えば、ネットで動画配信されておりますが、市内には実にたくさんの桜の名所がございます。新地のゆったりと流れる稲荷川土手沿いの桜並木は本当に見事です。ところが、こんなにすばらしい景色を知らない方が市内にも結構おります。春の訪れとともに、ここを基点として、牛久沼周辺に点在する名所を散策することが全国有数の観光の一つとなり得るような情報発信と案内表示の創意工夫に努めていただくようお願い申し上げ、最後の質問に移らせていただきます。

3つ目、最後になりますが、児童生徒に対する教員の性犯罪、性暴力についてでございます。

今年を振り返って注目する報道の一つとして、大手芸能事務所創設者による性加害問題が取り上げられます。かつて未来を夢見て芸能の世界に飛び込んだ少年たちに、どれほど大きな苦痛を与えたか計り知れない事件として大きくクローズアップされております。

また、同様の性犯罪、性加害事件として、スイミングスクールの水泳指導員による3歳女兒に対する強制わいせつ事件、大手学習塾講師による小学生女兒に対する盗撮事件なども記憶に新しいことと思います。本来、子供たちを守り育てる立場の大人たちが、大人たちを信じて接している子供たちに対して、こうした卑劣な犯罪行為に及ぶことに深い憤りを感じざるを得ません。

そして、さらに許せないことは、公教育における指導的立場にあつて、子供たちの信頼の上に成り立っているはずの学校の教員の中であつてはならないこうした犯罪行為が、いまだに後を絶たないということです。

例えば、今年11月だけでも、11月18日には、大分県大分市立の中学校男性教諭が10歳代の女性のスカートの中を盗撮したとして、性的姿態撮影等処罰法違反容疑で逮捕されました。翌11月19日には、宮城県多賀城市立の中学校男性教諭が、歩道を歩いていた面識のない10

歳代女性にわいせつな行為をした疑いで逮捕され、しかもこの男性教諭は今年に入って10月に不同意わいせつ容疑で、11月には県青少年健全育成条例違反容疑で逮捕されており、今回で逮捕は3回目だということです。さらに、11月29日には、埼玉県草加市立の小学校男性教諭が、小学校の行事で訪れた宿泊先で、複数の児童が就寝中の一室で10歳代の女児の体を触るなどわいせつな行為をした疑いで逮捕されました。

そうした事件の中でも、特に今年9月、学校の最高責任者であり教員を管理監督する立場にある校長が逮捕、再逮捕されたというニュースには、ただただ驚くばかりであります。東京都練馬区立中学校の校長が勤務する中学校の校長室で、少女の裸の画像を所持したとして、児童買春・児童ポルノ禁止違反容疑で逮捕されました。しかも、以前に勤務していた中学校の女子生徒に性的暴行を加えてけがを負わせたとして、準強姦致傷の疑いで再逮捕されております。果たして、どうしてこのような人間が教員に、しかも校長という立場にまでなってしまったのか、全く不可解に思えてなりません。どこかで気づけなかったのか、本当に残念でなりません。

文部科学省によれば、2021年度に性犯罪、性暴力やセクハラで懲戒処分や訓告などの処分を受けた公立学校の教員は全国で215人で、前年度から14人増え、このうち児童生徒や18歳未満の子供に対する性犯罪、性暴力で懲戒処分を受けたのは93人に及んでいます。

2021年6月には、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が公布され、翌2022年4月から施行されておりますが、決してあってはならない犯罪行為であるにもかかわらず、それを根絶するのがいかに困難なことかということが、これらの結果から見てとれます。

私は、2021年第4回定例会で、教員による児童生徒に対する性暴力の根絶についてと題した同様のテーマで一般質問をさせていただきましたが、今回、新しい市長、そして新しく任命予定の教育長の下で、市内全校において、決してあってはならないことが絶対に起きないように、また決して起こさないようにという決意を全教職員に促す意味でも、改めてここで質問させていただきます。

まずは、先述した練馬区立中学校校長の事件について、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 教育職員が教師という立場を悪用して児童生徒に性暴力・性犯罪等を行うことは、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育全体の信用が毀損されることにつながると考えます。

市としては、法や基本的指針を踏まえ、各学校等において研修等を実施するなどして、児童生徒への性暴力・性犯罪等の防止に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市において、性犯罪、性暴力で懲戒処分を受けた教員はこれまでに存在したのか、遡れる過去まで遡って伺います。

また、懲戒処分まで至らなくとも、そのような行為が発覚したことはこれまでにあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 過去10年間において、市内で性暴力、性犯罪等で懲戒処分となった教職員はおりません。

ただ、不適切な対応等で同僚職員から指摘があった事例や、児童生徒や保護者から訴えがあったことはございます。例えば、教職員が児童と手をつないでいる様子を見て、信頼関係が築かれているものの不適切ではないかと同僚職員が指摘をして指導したという事例であったり、児童に対して腕や手を触って指導したため、児童が怖い思いを抱き不安になったことで、保護者から訴えがあったという事例はございます。

国では、令和5年度から令和7年度までの3年間を性犯罪、性暴力対策のさらなる集中強化期間と位置づけておりますので、先ほど述べたような不適切な対応等がなくなるよう、学校現場における教職員の人権意識、人権感覚の向上を目指してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 教員による性犯罪、性暴力が発覚した場合、当然、警察への相談や通報もありますが、教育委員会や学校としてどのような対応を取るのか。当該教員に対して、児童生徒に対して、また保護者に対して、それぞれの対応について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 児童生徒等から教員による性暴力等やその疑いの訴えがあった場合には、被害児童生徒に対して、誰に、何をされたのかという点を簡潔に聞き取った上で、速やかに教育委員会への報告を求めます。その後は、教育委員会の主導の下、学校と連携しながら、児童生徒の人権を最大限尊重しつつ対応してまいります。

被害児童生徒に対しては、学校において安全が確保されているかを確認し、これが行われていない場合には直ちにその対応を指示します。

加害教員に対しては、児童生徒との接触を遮断し、児童生徒の安全を確保するとともに、加害教員をこれまでであった環境から遠ざけ、再被害及び口封じなどの証拠隠滅をさせないようにいたします。

保護者に対しては、学校側の対応者を一本化することや、被害児童生徒本人の意向に沿った開示方法を取るなど、事実確認を行っていくことを事前に説明しておきます。

また、性暴力は犯罪ですので、ちゅうちょせず警察に告発し、警察の指示を仰ぎながら対応することとします。

事案後の被害児童生徒に対しては、長期にわたり不安や心の傷が継続することを踏まえ、医療、福祉分野とも連携しながら、事件発生後も継続してカウンセリング等の必要な支援を講じることとします。また、その保護者も間接的な被害者であることを踏まえ、専門家によるケアを検討します。

しかし、このような最悪な事態を防ぐことが最も重要なことですので、教職員からの性暴力等は起こり得るという前提の下、教育委員会としても各学校に指導してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 性犯罪、性暴力は繰り返す、常習性があるとも言われております。過去に性犯罪、性暴力を犯して懲戒処分になった者が、再び教員という立場に戻ってくる可能性は否定できません。

そこで、先述した法律では、児童生徒に性暴力等を行ったことにより、免許状が失効または取上げになった特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例、再授与審査と言いますが、これについて規定されており、その際、当該特定免許状失効者等の情報把握のために、免許状の失効または取上げの事由、その免許状の失効または取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備が求められております。

しかしながら、処分歴を隠すために改名するといったことも考えられるため、厳格な審査が求められなければなりません。

また、最近では、性犯罪の犯罪歴がある者が子供に関わる職業に就くことを制限する制度として、イギリスのDBS、ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービス、前歴開示及び前歴者就業制限機構と言われますが、これをモデルとした日本版DBSが国でも論じられているところでございます。

さて、こうした性犯罪、性暴力を犯してしまった者に対する厳格な対処はもとより、大事なことは、性犯罪、性暴力が起きないように、また起こさないように、研修や調査の実施、相談体制等の整備等が必要になってきます。本市では、具体的にどのような取組を行っているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会では、昨年度より、校長会において指導しております。今年度は、「教育職員等による児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集」を配付するなどして、管理職の意識向上を図っております。

各学校では、密室で教員が児童生徒に対して1対1での個別指導をしないこと、教員と児童生徒がSNS等で安易なやり取りをしないこと、また児童生徒を車両に同乗させたり学校外で会ったりすることのないように対応しております。

また、本市では普段から同僚の授業を参観したり、管理職等が授業時間中に各教室を見回りながら、授業づくりに関わったりしていますので、特定の児童生徒が担任と行方不明になっていないかを確認することができる体制になっています。

児童生徒に対しては、SNSで見えない相手や知らない相手とつながることが事件・事故につながる危険性があることや、安全な意思決定と行動選択が事件・事故の未然防止につながることを指導しております。また、お互いの気持ちを尊重し、よりよい人間関係を構築しようとする態度の育成にも努めています。特に、本市では聴くことを重視し、協働的な学びのある授業づくり

を通して、他者を尊重する態度を育成しています。

本市に限らず、どの学校でも教員による性犯罪・性暴力防止のための取組はしているはずですが、しかし、過日報道でもあったように、管理職が犯罪を起こし、逮捕される事例もあります。教育委員会としては、今以上に、管理職を含めて学校現場における教職員の人権意識・人権感覚の向上を目指してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 学校にとどまらず、幼稚園や保育所、さらに習い事や塾など、子供に関わる仕事は、その大前提として、子供とその保護者との信頼関係の上に成り立っているはずですが、ところが、それを逆手に取り、そうした仕事に従事する大人が犯すこうした性犯罪、性暴力は、たとえその大人が罪を償い謝罪をしたとしても、子供に生涯消えることのない深い傷痕を残し、大人や社会に対する計り知れない不信と失望を抱かせる、断じて許されない卑劣な行為でございます。

今も、そしてこれからも、こうした卑劣な行為が絶対起きないように、また断じて起こさないように、市一丸となって取り組んでいかれることを念願し、私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、20番高嶋基樹議員。

〔20番高嶋基樹議員登壇〕

○20番 高嶋基樹 議員 会派名、自民党うしく21、高嶋基樹です。よろしくお願いします。

私からの質問は大枠で2点、まずは市産品の今後の展望についてです。

私は、本年4月の市議会選挙時に、観光誘致の観点から、牛久の魅力をもっとPR、活気あふれるまちづくりをといた政策を掲げてまいりました。今回の定例会においても、全ての会派代表質問で、観光資源でもある牛久シャトーが取り上げられており、ふだん市民の声を市政に届ける我々議員としても、まさにこのタイミングが牛久市の観光に本腰を入れなければならないときである、そう感じ取っているところでございます。

本市のみにかかわらず、茨城県全体に共通する課題として、住んでいる人たちは牛久の魅力を、地域の魅力を十分に理解している、また居心地よく住みやすいまちであると一定数の満足度を得られていると考えます。

しかし、人を呼び込むといった観点からは、宣伝力が足りない、素材、武器が弱い、それぞれが単独で動き、方向性が一致しないため、可能性はいつまでたっても埋もれたまま。市民の方と

話していると、こうした印象をお持ちの方も多いように感じます。

さて、今回は、この牛久を市外にPRする手段の一つとして、市産品、特産品、これが挙げられます。シャトーが提供するワイン関連の製品、地ビール、歴史を感じられる蜂葡萄酒と電気ブランのあの特徴的な舌触りには、都内のサラリーマンも魅了されてきたことでしょう。

特産品には、お隣千葉県にも劣らない品質の落花生、また河童西瓜、河童大根、河童米でおなじみ河童シリーズ、近年ではサツマイモや果樹の生産も再燃しております。

そして、本年度の牛久市におけるふるさと納税では、当初予算額を3億円上回る8億円に上方修正されるにとどまらず、いまだ伸び代があると、担当課からは頼もしい見解がございました。こうした市産品、特産品の取扱いは、生産するだけでなく、消費者の手元に届くまでが重要な役目と考えた上で質問をいたします。

現在、牛久市の市産品、特産品は、先ほど述べた以外にこういったものが挙げられるのか、把握している範囲でお答えください。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 牛久市観光協会が発行しているガイドブック「牛久日和」では、たくさん市の産品を紹介しています。加工品では、原材料を市内産に限定しますと、牛久産の小麦を使用したシフォンケーキやかりんとう、市内産の米を使用した煎餅やみそ、落花生、リンゴジュースなどがあります。これらの商品は、それぞれの店舗で販売しているほか、全てではありませんが、エスカードビルにある物産コーナー、いばらき自慢でも取り扱っています。

また、農作物では、2020年農林業センサスによれば、作付面積順で見ると、米、大根、小麦、落花生、小菊などの花卉、キャベツ、スイカ、ニンジン、里芋、梨、メロン、サツマイモと多種多様な作物が市内全域で生産されています。

その中でも、いわゆるブランド野菜として、先ほど議員からも御紹介ありました、こちら重複してしまう部分なんですけれども、河童シリーズです。うしく河童大根、こちら県の銘柄産地指定農産物となっています。うしく河童大根と小菊、それと銘柄推進指定を受けている、うしく河童西瓜があります。特に、うしく河童大根は東京や沖縄、北海道など全国に出荷されております。その安定した出荷量と品質により、市場のニーズが非常に高いため、注文に生産が追いつかない状況で、JA水郷つくばでも生産の拡大を図っているところです。

上記3つ、ブランド野菜としてのうしく河童大根、小菊、うしく河童西瓜については、基本的には市場に出荷されますが、うしく河童大根やうしく河童西瓜は学校給食へ提供されるほか、市内の直売所、スーパーマーケットで販売されることもあります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 質問と、ただいまいただきました答弁、ここまでで挙げられた中で、牛久市が関与するもの、第三セクターの製品と実績、また取扱箇所はどういったものでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 牛久シャトー株式会社では、令和3年6月に、ワイン、ビール、発泡酒の酒類製造免許を取得し、同年10月には牛久シャトー株式会社設立後、初の酒

類となる第1号ビールの販売を開始いたしました。また、令和4年2月には発泡酒を、同年5月には、牛久シャトー内の圃場で取れたブドウを園内のワイナリーで仕込んだ純牛久シャトー産ワインの販売を開始し、順次、商品ラインナップの拡大を進めてございます。

現在、これら牛久シャトーの商品は、牛久シャトーショップのほか、市内ではエスカード牛久ビル2階のいばらき自慢にて販売を行っております。

また、牛久シャトーに来られたことのない方に牛久シャトーを知っていただくきっかけづくり、牛久シャトー商品のリピーター獲得を目的に、市外の施設での提供も開始しており、令和4年9月からは山梨県甲州市のぶどうの丘で、本年2月からは水戸市の飲食施設ときわ邸にて、ビールを取り扱っていただき、両施設とも堅調な売上げを見せるなど、各事業者からは大変好評のお声をいただいております。

これらのほか、先月10日から来年1月末までの期間限定とはなりますが、笠間市の笠間工芸の丘におきまして、県内日本遺産認定市でございます水戸市、笠間市、牛久市の地域特産品の特設販売を行っており、本市からは牛久ワインなどを出品してございます。

さらに、令和4年5月からは、牛久シャトービールが、ふるさと納税における県の共通返礼品に指定されているところでございます。

それぞれの販売実績につきましては、毎年度の事業決算時に、牛久シャトー株式会社より数値の提供を受けておりますが、同社より、外部に公開することで同業他社との競争性に影響を及ぼす可能性があるとの観点から、公開を控えてほしい旨の申し出があったことから、回答は差し控えてさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 何年も連続して赤字決算、市税投与している経営状況で、同業他社との競争にどれほどの影響力があるかは想像できませんが、公開できない正直な理由はお察しいたします。

6月定例会で私が質問した際には、目標設定とその現在地を明確にすることで、市民は強力なサポーターになり得ると、こう申し上げました。今後は、堂々とその販売実績を示せるよう努めていただきたいと思います。

続きまして、第三セクターではもう一つ、グリーンファーム、こちらではいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 うしくグリーンファームが生産し、販売している加工品には、耕作放棄地を開墾して作付された菜の花の種を自社で搾油している菜種油、学校給食のうどんやパンとしても提供されている小麦粉、さらに自社の敷地内で生産したブドウを加工した果汁100%のブドウジュースがあります。中でも、今年で3回目の販売となるブドウジュースは大変好評を得ており、毎回完売となっています。今年は、収穫したおよそ500キログラムのブドウが297本のジュースへと加工され、10月1日の発売以来、11月末現在で40本を残すのみとなっています。

菜種油、小麦粉、ブドウジュースの販売は、それぞれうしくグリーンファーム事務所での直売

のほか、いばらき自慢でも販売しており、菜種油と小麦粉については市内直売所でも購入が可能です。

また、W a iワイまつりや牛久シャトーでのイベントなど、うしくグリーンファームが出店した際にも販売をしています。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。

とくとく市、こちらでの販売などはいかがでしょう。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 とくとく市では、これまで取扱いはしておりません。

また、とくとく市については、令和2年2月の開催を最後に、新型コロナウイルス感染症による開催自粛ということで、現在のところ開催をしていない状況です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 こちらは公設市場に当たるつつじが丘周辺住民の方や、今までの出店者、関係者からは開催の要望がございますが、こちら今後はいかがでしょう。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 開催していた時期、令和2年2月までですけれども、周辺の住民の方に、楽しみにしておいでいただいていたというような市でありました。現在のところ、5類に移行しまして、イベント等も復活している中ではありますが、再開に当たりまして、体制の整備とか、出店者側の体制整備と、あとはニーズがあるというのは今御紹介のとおりだったのですが、そちらのほうを的確に捉えながら、開催に向けて、再開できるように検討をしてみたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 もちろん運営側と出店者側の立場から意見の相違はあることも十分理解しているつもりでございます。双方の意見の調整は大変な作業かと思いますが、貴重な地域コミュニティと商業活性化の役割も果たしていた事業だと認識しております。早期の復活を期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

先ほど、牛久シャトーの製品として挙げられましたビールにつきまして、以前、5月の報告で環境閣僚会合、G7茨城水戸での取扱いを申請したところだとございました。開催も間近になってきましたが、その後どうなりましたでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 高嶋議員の質問にお答えいたします。

G7大臣会合などの国際会議や世界各国の要人が来日される際には、晩さん会やレセプションパーティーが催され、そこには日本を代表する食材やお酒のほか、各地域の特産品などの提供がなされております。これらの晩さん会やレセプションパーティーは、世界各国の要人をもてなすことが目的の一つとなることから、その場に提供されるにふさわしい品質や味が求められ、当然厳しい選定が行われることとなります。

ここで選ばれた商品は、参加各国の大臣やプレスの方々に振る舞われるものであることから、世界に向けたPRとしてはこの上ないものであり、知名度や付加価値の向上だけでなく、製造する会社、まちのPRにもつながるものであります。

こうしたことから、今月8日から10日にかけ水戸市内で開催されるG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合において、牛久シャトーの酒類が提供されることとなれば、牛久シャトーはもちろんのこと牛久市のPRにもつながることから、本年4月に牛久市の担当課からの相談を受け、茨城県の担当課との調整を行うとともに、牛久市議会の全面的な協力を得て、オール牛久として県に要望活動を行うことを提案いたしました。

その結果、本年5月に、牛久市議会の協力を得て、議長、副議長、当時の牛久市長、そして茨城県議会議員として私たちも参加し、当大臣会合における牛久シャトー醸造酒類の提供についての要望活動を行ったものであり、その後もこれまでの茨城県議会議員としての活動を行う中で築いてきたネットワークを生かした売り込みや、牛久市の担当課職員による再度の要望活動等を行ってまいりました。

この間、茨城県の担当者と意見交換する中で、「特にビールは飲みやすく、会合に提供するに当たり十分な商品である」といった御意見や、県内の牛久シャトービール取扱事業者から、牛久シャトーのビールは好評であるといった評判も茨城県側には寄せられたと伺っております。

大臣会合での提供品目の最終決定は、茨城県ではなく開催省庁で行うものとなっており、また安全性の観点から、採用の可否についての事前公表は一切行われないこととなっております。従いまして、大臣会合が終了した後の来週11日以降での結果の公表とはなりますが、これまで牛久市としてでき得る要望活動は十分に行ってきており、現在はよい結果がもたらされるものと信じ、待っているといった状況であります。

なお、牛久シャトーの酒類が大臣会合での提供品として選定されました暁には、市の公式SNSや、直近の広報紙1月1日号などで速やかに情報発信を行うとともに、牛久シャトー株式会社に対しても、速やかな周知と今後の販売戦略に活用するよう助言してまいります。

また、この要望に関しましては、この答弁でもお伝えしましたとおり、担当課から相談を受けまして、担当部の部長と面会をして、議長、副議長にも水戸県庁に足を運んでいただき、要望活動をさせていただきました。もし、この要望でこのビールが提供されることとなれば、これまで牛久市として行ってこなかった要望活動の新たな取組としての手本となりますが、今後、私だけではなくて、議会、そして時には市内の団体を巻き込んだの要望活動といったことも有効であるということも立証されますので、今後、私だけではなく、答弁でもありましたとおり、オール牛久としての市の売り込みといったことを積極的に行ってまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひとも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、来週にはきつといい報告ができるものと信じておりますので、そこら辺も踏まえて、よろしくよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。

市長も自ら今までのそういったPR活動、そして種をまいてきた部分が、今度11日にはいい報告が来ることを待つだけといった部分、相当自信があるといった御様子でございました。その辺も踏まえまして、気が早いかもしれませんが、採択された以降、発表があった場合、牛久市でも情報発信をされるとのことでした。発表直後は、まさに時の商品となっていくことだと思われます。

特に、シャトー内の製品でも、裏側に牛久産とラベルに表記されている品は少ないと、貴重な市産品であると考えております。年末年始、帰省のお土産に、または新年の御挨拶のネタに、注文は殺到すると予想されます。これで在庫切れなどをさせて、このいつときの熱量を沈下させないよう、しっかりと実績を上げていただき、併せて先ほど答弁でもございました純牛久シャトー産ワイン、こちらのほうも併せてPRしていただきまして、なるべくこの熱量を維持させられるよう、中長期的な販売戦略も視野に入れた助言をしっかりと行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、令和6年10月には、茨城県が企画するシン・いばらきメシ総選挙2024が開催されます。今後、新たな産品の開発や既存品の販路開拓、拡大の計画はございますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 茨城県知事の肝煎りで来年10月に開催されるグルメイベント、シン・いばらきメシ総選挙2024に、牛久市もエントリーを決めています。

本番に向けて、牛久の代表メニューを決定するイベントが予選会というような形で、明けて令和6年3月に予定しております。ただいまそちらに向かいまして、商工会青年部との協力をいただきながら、現在、市の若手職員で構成するプロジェクトチームが活動を開始したところでございます。

来年10月のイベント本番は、各種のメディアで大きく報道されることも予想されますので、商品開発、販路拡大という意味では、このシン・いばらきメシ総選挙2024、これが一つの大きなツールになるかと思われます。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。ぜひこのイベントを機に、新たな牛久の名産品が発掘されることを期待しております。

また、若手職員を起用したイベント、こちらには発信力、PR、そして会場のほうもシャトーと牛久市役所に挟まれました近隣公園での開催というふうに伺っております。ここはひとつ、シャトーだけではないぞといったところも見せつけてほしいと思っておりますので、その辺も期待しております。

市産品についての質問は以上となります。

続きまして、大きな2番項でございます。

防犯カメラの設置について。

本年第3回定例会において、茨城県警の防犯モデル地区として、市内に防犯カメラを設置する補正予算が可決されました。牛久市では、既に主要交差点に26か所の街頭防犯カメラが設置さ

れていると伺っております。

防犯カメラの設置につきましては、プライバシー保護や近隣トラブルの原因になり得ることから、個人の住宅や事業所などへの設置には慎重に検討する必要があることは理解しております。

しかしながら、住宅が多い地域や主要な交差点以外にも、犯罪抑止を考えると防犯カメラの設置が望ましいと考えます。

ちなみに、愛知県にある刈谷市では、当時１０６台だった防犯カメラを５年間で９３０台に増設した結果、刑法犯認知件数、つまり認知された犯罪の発生件数、こちらが２，２３９件から、５年後には約半分の１，２００件台前半にまで減少したとございます。さらに、同市の記事には、防犯カメラが早期の解決につながった例として、ストーカー事件では女子高生に付きまとい行為をした犯人の特定に役立った、警察による捜査により映像証拠として検挙に役立ったともされております。

一方で、防犯カメラには個人のプライバシー保護の観点から問題があるとの指摘もあり、この刈谷市では個人情報漏えいしないよう、一定のガイドラインを設けているとの事例がございます。

さて、ここで本市の防犯カメラについて質問いたします。

このように、安全安心なまちづくりの観点から、例えば行政区や町名ごとに防犯カメラの設置が必要と考えますが、こちらいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 １０月の令和５年第３回市議会定例会で議決をいただきました補正予算のとおり、茨城県警察の実施する防犯モデル地区として、市内に防犯カメラの設置を進めているところでございます。

本事業は、３か年の計画で、住宅地周辺の防犯カメラが空き巣などの犯罪抑止となり得るかを検証しようというものです。令和７年度中には、茨城県警察において事業の効果が検証されますので、その結果を基に、住宅地内の街頭防犯カメラ設置について検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○２０番 高嶋基樹 議員 市の街頭防犯カメラの設置場所は、市の西部エリアを中心に設置されていると認識しておりますが、私のところには、市の東部に住む方々から、農産物や鉄、工具の盗難などの声が届いております。東部地区を含め、市内全域に防犯カメラを設置する計画をつくる予定はございませんか。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 平成２８年６月に、牛久警察署と、街頭防犯カメラ設置に関する協定を締結し、警察と連携しながら街頭防犯カメラの設置を進めております。

今後６か所の主要交差点に設置する計画ですが、当初より道路状況と併せて交通量も変化しております。再度、牛久警察署と協議し、より効果的な場所を検討し設置してまいります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○２０番 高嶋基樹 議員 具体的に、設置していくスピードと設置時期などございましたら、

お示しください。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 平成28年度から計画的に設置している街頭防犯カメラは、設置箇所の変更があったとしても、各年度に1か所ずつは設置していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 先ほど挙げさせていただきました事例と比較しますと、少しスピード感に欠けるように感じます。その要因には、防犯カメラ1台当たりのコストも関係するものだと考えております。

以前の予算資料などから、カメラ1台当たり100万円程度になると読み取れますが、コストが少しかかり過ぎているようにも感じます。既に設置しているものの改修や改善にも、それだけ負担がかかってきます。

デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXが注目されており、市場も急激に進化しております。市内全域への設置も視野に、コストの見直しや実験的にタイプの異なる機種を取り入れて検証するなどの市独自の取組を進めていくお考えはありますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 他市町を聞き取りしたところでは、同様の価格であり、屋外に設置し、交差点を映す防犯カメラとして、現在の機種は特段高価なものではないと考えております。防犯カメラの映像は、主に警察からの犯罪捜査依頼で使用しており、用途が限定され、ライブ映像も必要ないことから、現在の機種が最適と考えております。

しかしながら、今後、技術開発などにより、ネットワーク型カメラと複数チャンネルを録画できるシステムが低コストで導入できる環境になれば、新機種の導入を含め検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 コストを抑えることで台数の増加が図れる、また監視の目が増えるといったことが期待できます。冒頭で述べた事例のように、それだけ抑止力が高まるといったことを念頭に置いていただき、今後の防犯対策だけでなく、行財政運営につきまして、執行部にはどうか柔軟な対応を取っていただきたい。

先ほども口にしましたが、DX戦略により、この市場はそれこそ競争が加速している分野でございます。コストも技術も、パフォーマンス、利便性も、日々進化しております。

他市町での聞き取りが、ある一定の相場や使用感の参考にはなるかと思います。しかし、昨日、同僚議員からもあったとおり、いいと判断されたものは牛久市が先行して取り入れてもいいと考えております。大規模なDX展示会に足を運んで見識を広げてくる、これだけでも十分な意識改革を期待できます。職員同士で持ち帰って意見交換する場を持つなど、十分こちらにも意味のあることだと考えます。

また、デジタル推進課がせっかくあるわけですから、こういったところがしっかりと生産性、業務効率の向上にもつながると考えまして、すみません、少し話がそれましたが、これからも安

心安全なまちづくりには、こうした機材に頼れる時代にもなっておりまして、頼れるところは頼っていただき、今後はより行政の取組からも犯罪を抑止できるようなまちづくり、こちらを期待しまして、私からの今回の一般質問を終えたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 以上で20番高嶋基樹議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時45分休憩

午後 1時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番伊藤知子議員。

〔2番伊藤知子議員登壇〕

○2番 伊藤知子 議員 皆様、こんにちは。公明党の伊藤知子です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

何分にも、今回3回目の一般質問で、まだまだ不慣れでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まず、大きく1番目の質問としまして、若者が活躍できるまちづくりを目指して、本市における若者応援事業について質問をいたします。

私は、若い人たちにもっと地域や政治に関心を持ってもらいたい、日頃そんな思いを抱いております。結論から申し上げますと、牛久若者会議といったものを立ち上げ、若者の意見を政策に反映できるようにしていきたいと考えています。若者が何に興味、関心を持ち、行政に対しても、こうだったらいいのにと、様々な意見や斬新なアイデアなど、どのようなものがあるか、若者に聞いてみなければ分かりません。

自治会活動など地域の中において若者の姿というのはなかなか見当たらず、御年配の方々が頑張っていらっしゃって、そういう元気な姿にも目をみはるものがあるとは思いますが、10年後、20年後を考えると、やはり若い人たちにもっと関心を持ってもらって、地域社会に参画してもらえるように働きかけていくべきではないかと考えております。

そこで、質問させていただきます。

現在、本市において若者に対する政策について、どのような取組がありますでしょうか。また、若者に対する政策等について、どのようなお考えがありますでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 伊藤知子議員の質問にお答えいたします。

本市の政策は、総合計画に掲げる将来像「笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまち」を実現するため、各種政策を掲げ、取組を進めているところであります。

各種政策の立案に当たっては、市民の皆様の御意見が必要であり、政策を実行する上では、市民の皆様のお力添えがなくてはなりません。

市の活力を支えるのは、労働力人口、生産年齢人口であり、これらの中心となるのが若者であると考えております。

現時点で、かっぱ祭り、鯉まつり、W a i ワイまつりなどを開催し、若者を含む市民が集うイベントを実施しているところではありますが、若者に特化しての具体的な取組は行っておりません。しかしながら、現在、そして将来に向けて、市政の原動力となる若者の意見や行動は、非常に重要な要素であるものと考えておりますので、近隣自治体の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

また、若者であるからゆえに新しい発想ということも期待できるかと思えます。そういった意味では、シン・いばらきメシ、県の事業で来年１０月に行われる事業、そしてその前段として市で行うシン・いばらきメシの市内の取組についても、役所の担当者がここの担当ということではなくて、若者の職員を選抜して選定したといったことも、やはり新しい発想だとか取組を期待するところがございますので、そういった新しい感覚や感性ということを期待しながら検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○２番 伊藤知子 議員 市長の御答弁、大変ありがとうございます。

ただいま若者に特化しての具体的な取組は行っていないものの、市政の原動力となる若者の意見や行動は重要な要素であるとの御答弁、また若者に対する御期待のお言葉をいただきました。そのとおりだと私も考えております。ぜひ若者の意見、視点を積極的に政策に取り入れていただけるようにしていただきたいと思います。

これまで、行政において、若者という言葉すらほとんど使われておらず、若者というと大体１０代後半から４０歳未満、３９歳までと扱われることが多くなっていますが、３０代頃だと子育て、あるいは教育とか納税、そういう手続などで行政と関わる機会が比較的多いと思います。一方で、１０代とか２０代というのは、なかなか行政と関わる機会がありません。

このように、若者といっても幅がありますが、これまで若者というのは行政の助けを必要とするほど困っていないというふうと考えられ、なかなか若者政策というものが出てこなかったのではないかと思います。

しかし、若者を置き去りにするような政策というのは、長期的には自治体の衰退をもたらすこととなるでしょう。また、高齢化社会を支える側の声を反映しない政策というのは、やはり持続可能とは言えず、若者にとって魅力のあるまちでなければ、若い人はどんどん外へ流れていってしまいます。

幾つかの自治体については、そういったことに問題意識を抱いて、条例を制定したり、あるいは若者担当部署を設置しているところもあります。

そこで、次に、本市における若者を対象とする部署の設置や若者を対象にした条例制定などについての御見解をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 お答え申し上げます。

若者の意見や考え方を今後のまちづくりや地域活性化に反映し、活用していくことは、定住促進の面からも大変重要であると考えております。

当市では、行政との関わりの希薄な若者をターゲットとする取組というのは、現在のところ実施しておりませんで、したがって事業を担当する特定の部署も設置されておらないという状態です。

若者に特化した政策について、これは当市の方針が定まっておらず検討段階であるということでもありますので、組織の設置、それから事業実施に向けて例規の整備、こういったことにつきましては、関係部署との連携、協議を図りまして対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○諸橋太郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 現在のところ、若者に特化した部署の設置や条例に関してなど、本市の方針もこれから検討ということですね。了解をいたしました。

続けてまいります。

会派で視察を行った長野県箕輪町では、若者女性活躍の担当課があり、元気あるまちづくりを推進するために若者プロジェクトを立ち上げ、若者によるまちづくりや交流の場を広げる活動を応援、様々なイベントや活動を行っています。

実績の一例としましては、「みのわを遊びつくせ」とのタイトルで、箕輪町内での遊びを写真や動画でInstagramに投稿するイベントを計画して行い、町長賞やアイデア賞など、町内で面白い遊びをしている投稿者、グループに対して商品も用意されました。コロナ5類移行前でもできたアイデアで、まちの魅力再発見、まちを元気にする参画を通して、若者の郷土愛も深まったのではないかと考えます。

郷土愛といえば、箕輪町では箕輪学と言って郷土の歴史を縄文時代まで遡り、ふるさとの学習をしているようです。

本市においても、魅力的な文化遺産や伝承など、ふるさとの学習にはうってつけの題材があると思いますが、何かそうした学習の取組がありましたらお示してください。

○諸橋太郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

伊藤議員の御質問にあるふるさと学習は、総合的な学習の時間における、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題に類する内容であると考えます。そこで、牛久市内の学校で行っている学習を御紹介いたします。

ひたち野うしく小学校の6学年では、牛久の先人についてとことん知ろうという単元で、木村安兵衛がパン屋を開くまでや、小川芋銭が画家を志すまで、住井すゑが牛久に来るまでなどの学習をしました。この学習では市役所文化芸術課の学芸員をゲストティーチャーとして招くことで、子供たちの理解をさらに深めることができました。

神谷小学校や牛久第一中学校は、学区に日本遺産である牛久シャトーを抱えていることもあり、牛久シャトーを活用した学習に取り組んでいます。神谷小の4学年では半年間かけて牛久シャ

トーを学ぶ中、シャトーを訪れる客数が激減している現状に直面し、どうしたらコロナ前のにぎわいを取り戻せるか考え、市役所文化芸術課に提案する学習に取り組みました。提案内容は、牛久シャトーをスタート地点とした市内各名所を巡るスタンプラリーの実施や、ワインやブドウに関わるオリジナルキャラクターの作成などです。どれも子供の目線から考えられたユニークな発想で、特にスタンプラリーは今後実際に実施される予定となっております。

牛久一中も3学年が同様の学習に取り組んでおり、12月15日には関係各所の職員を招待し、「牛久シャトーの知名度を上げ、観光客を集客するためのプレゼンを考えよう」という発表会を行います。

このように市内の各学校では、地域社会が抱える課題を総合的な学習の時間の探究課題として、その解決を目指す過程で自分たちのまちの魅力を再発見するなど、郷土愛を深めています。

また、市民や市外の皆様に郷土牛久を知っていただく取組としては、牛久郷土かるたがあります。牛久郷土かるたは、市民との協力により平成23年に制作チームを立ち上げ、牛久の歴史・人物・施設・観光資源などを盛り込んだ短文を募集して制作されたものです。このかるたには、観光情報誌のように解説文と観光マップがついており、かるた取りとして遊べるほかに、地図や解説文を見ながら市内を散策することができます。まさに、子供から大人まで、楽しみながら郷土の歴史を知ることができるオリジナルかるたです。

現在、牛久郷土かるたの会により、うしく郷土こどもかるた、牛久郷土かるた、牛久郷土かるたプレミアム版と3種類のかるたが販売されており、このかるたを使用した牛久郷土かるた大会が年1回開催されているほか、うしく土曜カップ塾、うしく放課後カップ塾でも取り入れられております。

さらに、牛久郷土かるたの会の企画事業、歩いて学ぶ牛久の歴史として、住井すゑ文学館や雲魚亭の散策などを企画し、牛久の歴史を知り、郷土愛を育むための学びの場を提供しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいまの御答弁から、本市において、ふるさとの学習教育が活発に、地域や学校に応じた特色ある学びを進めていることが分かりました。

また、郷土かるたのことは聞いていましたが、遊びを通して郷土のことを知ることができ、解説や観光マップもあってアイデア豊富な取組だと再認識いたしました。

このような郷土愛を育む取組を今後もさらに広げていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続けて質問をしてまいります。

箕輪町では、若者活躍応援事業補助金が20万円を上限に申請できます。

一方、愛知県新城市では、若者の意見を政策に生かす場として、若者議会として取り組み、新聞にも報道されております。こちらは、条例に基づき2015年に設置、今年度は公募で集まった16歳から29歳の委員15人と、市外から委員5人、運営をサポートするメンター10人らで構成、1年かけて全体会議や分科会でまちづくりの本格的な議論を行い、若者目線の政策を練

り上げていきます。こうした政策は約1,000万円の予算の枠内で市長に答申され、市議会の承認を得られれば次年度の事業として正式に実施されることとなり、これまでの提案により市立図書館のリノベーションなどを実現しています。

昨年、子ども基本法が成立し、こうした流れで今後、子供や若者が意見を表明し、政策に反映できる仕組みづくりが全国的にも広がっていくと見られます。

それでは、改めて伺います。

本市においても、市の特性に合わせた若者会議の設置、取組をしてはと考えますが、いかがでしょうか。御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 現時点で、若者に特化した会議の設置や取組につきまして、具体的な検討は行えておりません。これまでも、市で組織する各会議への参加、模擬議会や学校教育における学習、また商工会におきましては、青年部の活動など、市政に生かすべき若者の意見は様々なところで提案されているところであります。

これらの意見を集約し、本市の市政運営に生かしていく仕組みにつきまして、他自治体や民間での事例などを調査してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ぜひとも先進自治体などの例を調査し、検討していただきたいと思います。

また、再度伺います。

若者の意見は様々なところで提案されているとのことですが、もう少し具体的にお示しください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 若者だけの意見を政策に結びつけるものではございませんが、市が組織します委員会などへの若者世代の方の参画や、年度ごとに小学生、中学生、高校生を対象として順に開催される模擬議会などは、若者の意見が集約される、また提案される場面となっております。

また、本市において策定する各種計画でのアンケート調査におきましても、市民全般から無作為に抽出する場合や、子育て世代を対象とする場合など、その計画の性質に合わせて若者世代の意見を集約するケースがございます。これらいただいた御意見をどのように生かしていくかという点が、市にとって重要なことだと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁にもありましたように、本市では、模擬議会に参加した生徒や、また行ったアンケート、お祭りなどのイベントに関わった子供たち、あるいは市外から通ってくる高校生も多く、交流することもあったかもしれません。そうした様々な場面で若者の声を聴く機会がこれまでも持たれてきたことでしょう。

そこから発展して、まさしく「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」を実

現するために、若者の声を聴く若者会議を開催するべく取り組んでいただきたいと念願しつつ、次の質問へと移らせていただきます。

続いて、大きく2番目として、高齢者のお困り事について伺ってまいりたいと思います。

今回の質問は、高齢者の足となるかっぱ号などの交通機関のことではなく、日常生活における歩行のお困り事となります。

ある御婦人の方は娘さんの車で外出できるのですが、車を降りてから長い時間は歩けないので、牛久市内の至るところにベンチを増やしてほしいと。また、ある方は、近くのスーパーまでは何とか歩ける距離ですが、これは神谷のカスミショッピングセンターのことで、歩道の切下げによる勾配がきつくて歩くのがとても大変なので、平らにしてもらえないかとおっしゃっていました。そして、これも同じく歩道の切下げによる勾配や歩道の端の段差で、シニアカー、これは電動の運転するタイプのものですが、走行しにくいので歩道を整備してほしいとの声がありました。

確かに、神谷カスミの近くのふれあい橋辺りから、歩道の高さは大分高いので、切下げ箇所の勾配がきつくなっております。

ベンチの増設や歩道の整備など、この箇所だけという要望ではないので、際限なく範囲が広がってしまいます。市としては、こうした声にどのように寄り添っていただけるのでしょうか。

また、高齢化が進んでいるため、今後の計画として、こうした声に応える環境整備も必要になってくると考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

道路上へのベンチの設置につきましては、道路上の通行を妨げないことが必須であり、歩道が設けられている道路が対象路線になると考えております。

歩道上にベンチを設置する場合は、設置後に残る歩道の幅や隣接する宅地等からの出入りへの影響など、様々な制限や条件をクリアする必要があるため、歩道上での市内の至るところへの設置は難しい状況です。

しかしながら、御質問にもありますように、具体的な場所や路線、エリアなどがございましたら、設置の可能性について、現地調査や店舗等への協力依頼などを検討してまいりたいと考えております。

次に、歩道の整備につきましては、令和4年3月に全線開通いたしました城中田宮線・市道23号線などを含めた新しい道路では、バリアフリーに配慮し整備しております。

一方、従前からある一部の道路は旧基準で整備されており、シニアカーや車椅子、自転車等では、切下げ部の傾斜や歩道と車道との段差などによる乗り上げの困難や通過時の振動、揺れなどが生じ、議員御指摘のとおり走行しづらくなっております。このような旧基準で整備された歩道が市内には多く存在し、一度に全てを修繕することは困難であることから、まずは縁石の破損やがたつきなどの補修を実施する際に、可能な範囲でバリアフリーに配慮した構造への改修に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の整備につきましては、バリアフリーに配慮し、高齢者や体に障害のある方にとっ

て優しい道路環境づくりとなるよう、他の自治体における先進事例等を調査し、国の交付金の活用も含め、計画的な整備となるよう検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま、ベンチ設置への対応や、歩道のバリアフリー化へ計画的な整備を検討との前向きな御答弁をいただきました。最近では電動車椅子で移動している高齢者の方もいらっしゃると思いますので、ぜひとも歩道の改修、道路、環境の整備を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、シニアカーの購入補助金を出してほしいとの声も上がっておりますので、伺います。

シニアカーについて改めて調べたところ、シニアカーはハンドル型電動車椅子とも呼ばれ、ハンドルで操作するものになります。道交法上、歩行者の扱いで、免許証は必要なく、歩道を走行し、最高速度は時速6キロメートルまでで、これは成人が早歩きをする程度の速さです。価格は10万円を超えるものがほとんどで、50万円台までありました。

そこで、高齢者の費用負担軽減のため、購入補助金の制度を検討してはいかがでしょうか。

また、一方で、高齢者の方による自動車運転で、アクセルとブレーキの踏み違いによる交通事故も多く発生していると認識しております。免許を返納せよと考えるのですが、それぞれの事情で返納できない方もいらっしゃいます。命を守るため、事故を減らすためにも、高齢者の方が、衝突回避など安全装置付きの自動車を購入する場合に限り、補助金の制度も検討してはいかがでしょうか。併せて御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 初めに、私からは、シニアカーの購入補助金についてお答え申し上げます。

市では、高齢者が外出時に使用する歩行支援用具としてシルバーカーやつえを購入した場合に、5,000円を上限に助成しております。

シルバーカーとは、手押しのカートのようなものであり、御質問のシニアカーとは、御説明ありましたように、電動で本人が乗り込めるカートのようなものであることから、対象とはなっておりません。現時点では、新たに対象とする考えはございませんが、電動シニアカーの普及状況や安全性などについて注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 高齢運転者の安全運転を支援し、事故防止策として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載したサポートカーがあります。

国では、サポートカー購入の一部に補助金を交付しておりました。この制度は、令和2年以降に新車として販売された車に、自動ブレーキの搭載が義務化され、その普及を目的としたものであったので、令和3年で終了しております。

また、運転免許については、サポートカー限定免許が令和4年5月から本人申請により交付されており、警察庁においても高齢者には安全装置が整備されている車を利用するように促してお

ります。

現在では、新車販売されている国内メーカーの車両は、各メーカーの軽貨物車から普通自動車まで、ほぼ全ての車両にサポートカーの機能が標準装備されています。

そのため、サポートカーは高齢者の安全のために限定されたものではなく、全てのドライバーに対するものとなっておりますので、購入の補助金制度については、検討しておりません。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 購入補助金につきましては、サポートカーの補助金は難しいと理解しました。シニアカーへの補助金については、今後も検討を要すると考えています。

既に、シニアカーへの補助金を出している自治体の例として、福岡県大川市で、購入費用の2分の1助成で上限が10万円、群馬県千代田町では、購入費の3分の1助成で上限10万円、または5年以内に運転免許を自主返納された方は購入費の3分の1助成で上限12万円など、自治体により助成金額や条件も様々であります。

御答弁にありましたとおり、シニアカーの普及状況や安全性等を見ながら、助成制度についても今後において検討していただきたいと思います。

また、安全性とありましたので、再度質問させていただきます。

シニアカーを使用している市民の方から、シニアカーを原付バイクと見間違えられ、あやうく接触事故になるところだったとの体験を伺いました。そのままにしていれば、歩行者や自転車に乗る人と、また歩道のない道路でのオートバイや自動車との接触事故が増えていくと予測されます。

シニアカーの認知度が低いと思われますので、シニアカーの特徴、シニアカーや電動車椅子が歩行者と同じくして移動していることがあること、また高齢者の方が操作していることを考えたら、周囲の方々が安全に配慮してあげる行動を取っていただきたいと思います。このような注意喚起を含めた情報発信を行ったほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 シニアカーは、道路交通法上は、車椅子と同じく歩行者になります。現在、シニアカーを利用している高齢者に対して、交通安全教化員により、シニアクラブ等での安全教室において、安全な運行について指導しております。

また、今後シニアカーでの事故を起こさないように、広報うしくやホームページ等において、市民への認知度を上げ、さらに注意喚起を促していくことも検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 それでは、シニアカーを使用する高齢者の方の安全性を高めるための広報活動をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

これも高齢者の方からですが、足腰が弱く、スーパーが近くにあっても歩いて買物に行けない、また重たい買物袋を持って帰れないといった悩みの声を聞いております。宅配やネットスーパーなどありますが、手配が困難な方や、直接見て手に取り買物がしたいという方が多くいらっしゃいます。

やいます。

こうした買物弱者と言われる方々への対策として、移動スーパーの導入も考えられます。本市としても、このようなお困りの方の声を捉え、支援していただければと思います。

そこで、市としては支援は何ができるとお考えか、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 現在、市内で移動販売を実施しているのは1事業者であり、決まった曜日、時刻、場所において、1か所当たり30分ないし40分ほどの時間を提供しています。場所については、区民会館や公園のほか、老人ホームや個人宅も含まれています。なお、場所につきましては、地区社協や区長さんなどの御協力を得ながら選んでいったと聞いておりまして、現在は、およそ40か所となっています。

このような移動販売は、その性質上、全てのお住まいを順番に回することはできないため、歩いて買物に行けない、重たいものを持って帰れないといった方々にとっては、依然として課題が残ってしまうのではないかと考えられます。

商品を直接見て、手に取って買物がしたいというニーズに応えるためには、お店が来るか、お店に行くかの2択であると考えられますが、御質問のようなケースにあっては、ドア・ツー・ドアでお店に行くことがベターであると思われます。市としては、うしタクの御利用も御検討いただければと思います。

今後も、高齢者が増えてくる現状において、高齢者にとっても暮らしやすい生活環境を整えるために、買物も含め何に不便を感じているのか御意見を伺いながら、今後、どういった支援の方法があるのか検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁をいただき、移動スーパーの市内の実施状況が分かり、大変参考になりました。

御相談をいただいた高齢者の方にとっては、歩いて行ける範囲のところで気軽に買物ができ、買物の場所でおしゃべりをするのも楽しみとなるようなイメージだと思います。

移動スーパーとして、市内で現在稼働している業者を利用できる条件としては、7人ほど利用者が集まり、車の駐車スペースが確保できれば停留所が作れると聞きました。条件がクリアできればいいのですが、現状では難しい部分もあります。

うしタクの利用も、求めるニーズに合うかどうか、利用しやすいか等、様々であると思います。

誰人にとっても必要不可欠な買物のことであります。そうした買物の方法、受けられる支援の選択肢を増やしていくことが望ましいと思います。

今後も高齢者の方をはじめ、お困りの方に寄り添っていただきながら、支援の方法を様々に検討していただきますように切にお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で2番伊藤知子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時55分といたします。

午後１時４２分休憩

午後１時５５分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を継続いたします。

次に、６番甲斐徳之助議員。

〔６番甲斐徳之助議員登壇〕

○６番 甲斐徳之助 議員 特別許可をいただき、誠にありがとうございます。いきなり質問席にお邪魔します。

皆様、こんにちは。甲斐徳之助です。引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせ活動しております。

まずは、遅くなりましたが、沼田市長におかれましては、さきの市長選挙において御当選、誠におめでとうございます。ますますのリーダーシップを御期待申し上げます。

さて、本定例会の一般質問においては、これまで何度となく取り上げてまいりました観光産業について質問いたします。

体調不安により、着座にて失礼します。

○諸橋太一郎 議長 許可します。

○６番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

それでは、通告に従い、一問一答にて質問いたします。

私は、この事業の分野を進めるに当たり、中心になる組織として、観光協会の有効活用を考えるとあります。と考えるのも、どのような事業を進めるにあっても、行政でいえば責任のある所管の担当課であったり、専門的な知識のある団体を活用するべきであると考えます。

先日、同僚議員の出された資料の中でも、どの自治体の調べを取っても、観光協会の活躍が見受けられます。

そこで、一つ質問として、現状、牛久市観光協会の活動内容や、さらには当団体の補助金や助成がどれくらいなされているのか、質問をさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 牛久市観光協会の活動内容としては、市内イベントへの協賛や後援、ガイドブック「牛久日和」の作成、協会のマスコットであるかっぱのキューちゃんグッズの企画・製作、市外でのイベントへの参加などがあります。

新型コロナウイルス拡大前には、ＪＲ東日本と連携して、主に都内から参加者を募って市内を巡る「よいとこプラン」や、市民参加企画としては、近隣地域を回る「観光めぐり」を実施していました。

また、当協会への市からの運営補助ですが、今年度は市から４５０万円の助成を受けて運営に当たっています。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 市運営補助が出ているということで、私は冒頭に申し上げたとおり、観光産業において、この当該団体の充実をさせて大いに活躍をしていただきたいと思う質問をしたかったところではありますが、今回、様々な市を取り巻く事情があるという現実がある中で、またの機会に補助面等はさせていただきたいと思います。

ただ、様々な交流イベントの取りまとめであったり、交流人口の窓口としては、観光協会が有効な団体として御提案申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

まちづくりにおいて財政面の全体を担う産業では、観光の産業がないと、これまでの一般質問等の答弁の中でさんざんにお聞きしました。私もそのように認識はしております。しかしながら、本市の魅力を知ってもらうことのできる大事な産業であり、各自治体が今力を入れている産業があります。なおかつ、移住策や定住への興味の一助となるのではないかと考えております。

そこで、まちの魅力発信において、担当課としてシティープロモーションや、商工観光課が中心になっていると思いますが、その2課がそれぞれどのような仕事をされているのか、御確認をさせていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、4つの基本目標のほか、1つの横断的な目標として、シティープロモーションを位置づけています。

市民とのコミュニケーションの活性化により、市民との協働のまちづくりの推進を図ると同時に、職員の意識改革及び情報マネジメント能力の強化を進め、オール牛久で市と市民が一体となったシティープロモーションを展開することが広報政策課の役割と認識しております。

具体的には、認知度の向上、移住・定住及び交流人口の増加、郷土愛の醸成、協働人口の獲得などが挙げられます。

一方、観光協会では、まちの魅力発信の一環として市外イベントに参加をしています。イベント参加時は、牛久市の2大観光スポットである牛久大仏と牛久シャトーのパネルを展示し、ガイドブック「牛久日和」を配布します。特に、観光協会のマスコットであるかつぱのキューちゃんをあしらった大判焼き、キューちゃん焼きは、日本遺産でつながった山梨県甲州市のイベントに何度も出店していることもあり、当地では徐々に知名度が上昇している感があります。また、ゆるキャライベントでも、キューちゃんは積極的に活動しています。

なお、観光協会の役割と申し上げましたが、観光協会は観光事業を担う任意団体でございます。事務局は商工観光課内に置いておりまして、専任職員はおりません。商工観光課職員が全ての事務を担っているところなんですけれども、商工観光課の事業のうち、観光事業については観光協会が担っているというような現状でございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

観光協会の御説明をしていただきました。その中で、観光協会のほうは、先ほどもちょっと話しましたけれども、交流人口を含めた外部からの窓口に適性を感じています。商工観光課のほうのお話が先にちょっと今部長のほうでされたので、もう少し話を私もしたいと思うんですけれど

も、以前より何度かお話しさせていただいていますけれども、商工観光課は地域の商工業に注力して、市内事業者の育成であったり、さんざんいろんな議員さん、ほかの同僚議員もお話しされていますけれども、企業誘致等に取り組まれてみてはどうかと、注力されてはどうかと。

先ほどの答弁にもあった地域の発信である分野においては広報ということで、シティープロモーションを内外に取り組んでいくのはどうかということになります。

さて、そこで観光の産業の分野においては、どのようなセールスを行うべきかと。今御説明いただいたのは、恐らく事業内容のほうだったと思うんですけれども、今後どのようなセールスを考えていらっしゃるのか。近隣の市町村の事例を含めてでも構いませんし、どのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。観光協会の実態があれば特によいかなと思いますけれども、重ねてお願いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 先ほど、商工観光課のという御質問だったのですけれども、今、議員からありましたように、再度商工観光課についての事業のほうをお答えさせていただきます。

市内の事業者の育成をしたほうがいいのではないかとということなんですけれども、市内事業者の育成につきましては、市との協働の下、市の商工会に第一線で取り組んでいただいているというのが実情でございます。

市は、事業者への融資の際の保証料や利子に対する支援を行っているほか、創業の支援なども商工会と連携して行っています。

また、企業誘致に取り組めばということなのですが、こちらについても、昨日まで一般質問にもありましたとおりですけれども、企業誘致につきましては、この10年ほど県が継続して注力していて、かなり茨城県での立地件数が多いというような答弁を申し上げましたけれども、特に大規模な誘致となってきますと、県との連携が必要不可欠となっておりますので、協力体制を強化しながら、こちらについても引き続き取り組んでいきたいと思えます。

そして、観光産業でございます。現時点では、人材面や予算面からも観光協会が450万円の補助金ということですので、積極的に大きな取組をスタートするという状況にあるとは言い難いのが実情でございます。

近隣の茨城県内の県西の境町の事例を少し紹介させていただきますと、境町観光協会では、花火大会をはじめ四季折々のイベントを多数手がけていると聞きます。ふるさと納税や自動運転バスなど様々な取組をしております、話題の尽きない町でございますが、隈研吾さんの設計の建物が何棟もあるというようなお話も聞きます。観光産業についても力を入れているということがうかがえます。

境町のような事例をどこまで参考にできるか分かりませんが、先進事例ということで参考にしまして、今後は任意団体である当市の観光協会が、今後どのような運営を目指していくのかについて、検討を重ねてまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。本来であれば、このような御答弁をいた

だいたときに、どのような内容でいつまでに目指していくのかとお聞きしたいところであります。ただ、境町を今話していましたが、私も存じ上げています。花火大会の規模がすごいですよね。そういったイベントとかに対しての収入の管理というものが、行政もそうなんですけれども、観光協会が中心になって上げているということでございます。すごくいい流れではないかなと思いますし、ぜひグッズ販売やイベント参画もいいと思うんですけれども、その中心になってやっていただけるよう、その委託事業者として観光協会の発展に取り組んでいただきたいと思います。この質問は、以上でございます。

次に、3番項ですけれども、いろんな観光地の観光戦略にたけた自治体では、ホームページ等を皆さんがたたいていただければすぐ出てくると思うんですけれども、牛久市であれば牛久市の後に観光協会というような感じで、ほかの観光戦略にたけた自治体ではよく出てきます。

その中で、私が皆さんに御提案申し上げるのは、以前もちょっとお話ししましたが、法人化して、一般社団法人でも法人化等を取って有効活動してはどうかと思います。例えばですけれども、茨城県内ですと旅行業協会がありますね。こちらのほうに観光協会で申請を上げてくるところがあります。これは多分、旅行業販売をするために上げてきているんだと思うんですけれども、地域限定ツアーか、あとはまた第3種、第2種といった、その販売のできるツアーをつくるのに観光協会が免許を取ってやっていたりとかするところもあります。

本市に振り返れば、同僚議員も話されておりましたけれども、市内発着の地域の周遊ツアーの実施であったり、またそれを販売してみたり、観光協会登録事業者の施設を利用してみたりしています。その会員の中から出てくる企画等の取りまとめの窓口になってみたり、先ほどから申し上げているイベントだったり、事業の補助金査定の検討を図る窓口になれるのではないかと思います。

様々なそういった活用方法があると思いますけれども、交流人口の増加を目指すという前提にさせていただければ、そういったことをどのように考えているかという御質問をさせていただき、また今現行の観光協会の会員数等が分かれば併せてお示しいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 まず、観光協会の現在の会員数についてなんですけれども、本年12月5日ですから昨日現在で139の方、会社の方と個人の方もおりますが、会員になっていただいております。

議員御提案ありましたが、現在、先ほど述べました観光協会の事業内容としては、市内イベントへの協賛やガイドブックの作成、マスコットのかっぱのキューちゃんグッズの企画・製造のほか市外イベントへの参加が主なものということで申し上げたとおりです。

これも先ほど答弁させていただきましたが、事務局は商工観光課内に置いております。協会専任の職員はいなくて、商工観光課の職員が協会の全ての事務を執っています。観光事業については、観光協会が主体として、観光協会の事業として行っているところではあります。

こうした現状でありますので、最初にこの質問の中で法人化というところで議員からあったんですけれども、協会を法人化する場合には、予算や人材はもとより、事務スペースの問題ですと

か、設立後の運営も順調にいくとは限りませんので、先ほど事例を挙げさせていただきました境町の例などもあるのですけれども、そういった例もありますが、法人化することによって大きな成果が見込まれる可能性もありますので、今後の在り方、人を呼ぶ、観光客に来ていただくというような方法について、そのやり方として法人化というのにも検討する際の選択肢の一つにはなり得るものとは考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 再質問をします。

まず、協会の会員数139とおっしゃった中で、事業者さんの登録の事業内容です。例えば、飲食店とか、旅行会社とか、バス会社とか、ホテル業者とか、こういった方々が参加されているのか、お聞きしたいのが1点です。

あと、答弁の中で、予算や人材が法人化に関しては必要だという話でありました。また、事務スペースも必要ということでした。それでちょっと私も思ったのですけれども、人材の話はまた別、その次だとして、例えばですけれども、事務所スペースということで少し思いました。例えばですけれども、観光協会を観光案内所の窓口と捉えるならば、観光客の出入口は、まず駅なのです、交通手段として。茨城県内の旅行事業においては車なんです。車を本市内に誘客で呼び寄せようと思えば、インターがないので、どちらかのインターという形になりますよね。多分、下道ではあまり来られないんじゃないかなと思います。大仏であったりシャトーということだと思うのですけれども、そのときにその事務所スペースとして考えられるものというのは、今現段階でどのような想定がされるのか。検討されていないかもしれませんが、考えられることがあれば教えていただきたいのが2点目の質問です。

先に私の考えを申し上げますと、駅であればエスカードです。車の手段であれば、シャトーであったり、奥野小学校跡地、この辺が私なんかはどうなのかなというふうに考えるのですけれども、執行部のお考えをお尋ねしたいと思います。これは通告していませんので、分かればいいです。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 再度の質問にお答えいたします。

まず、会員数139と申し上げました。その業種内訳といいますか、まず一番多いところです。一番多い業種が、この139のうち、およそ20%を占めています食料品の製造販売の事業者さんが27社ございます。次に多いのが、飲食とお弁当の事業者さんで20、こちらが14%になります。議員御質問の観光関係というところで見ますと、まず牛久シャトーなど観光施設として、会員として加盟していただいているのが3、それと宿泊施設が3、旅行業者が4、タクシー、バスなどの交通産業が6などとなっています。

次に、事務スペースの問題なんですけれども、議員から御提案いただきました、駅だったらエスカードで、車で来るのであればシャトー、あと奥野の小学校跡地ということでしたのですけれども、こちら今お答えするのに、法人化するに当たって事務スペースも必要になるというところでの答弁を申し上げたのですけれども、申し訳ありませんが、現時点で具体的な検討はし

ていないような状況です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。いろんな意味で前向きに検討していただければと思います。あくまで私のほうから御提案ということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、会員についての次、キャッシュレスカードの自治体としての取組というふうなタイトルで書かせていただきましたけれども、キャッシュレスカード自体が交流人口に直接関係あるかといいますと、そんなにないかもしれません。ただ、私、議長も一番最初に行かれたと思うんですけれども、視察に行ったときにキャッシュレスカードを買っちゃったんですよ。そのときに、地域マネーカードを視察の中で買って、お土産を買ったという実態がありますので、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

というのも、どの課がどういうふうに動くというふうなことができないとか、進め切れないという現況、進めているとは聞いています。まだ決まっていない中で、もう何年もやっていますよね。なので、例えば委託団体の活用とか、今お話しさせていただいている観光協会も含めた上で、委託団体の活用等もあると思います。

その辺まとめて、今現行で市民向け、交流人口向けの地域マネーカード、キャッシュレスカードの進捗と考え方について、改めてお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 キャッシュレスカード、地域マネーカード創設の進捗状況でございますが、現在まで具体的な方針を決定するまでには至っておらず、調査研究は継続しておりますが、いまだ検討段階でございます。

地域マネーの検討については、ハートフルクーポン券の発行事業を担っていただいている商工会との協力、連携体制が必要不可欠となります。商工会の団体が既存カードのデジタル化に踏み切るというようなことを聞いております。この団体は、スケールメリットの面からも、行政ポイントやハートフルクーポン券を取り込むシステムを視野に入れているとのこと。確かに、一つ一つのシステム、いろいろなシステム一つ一つをばらばらにやっていたら経費も時間も無駄になりますので、これらを一元化することができれば理想的であるとは考えております。

以前の答弁におきましても前向きに取り組んでいきたいと申し上げているとおり、またデジタル化は時代の潮流でもあります。しかしながら、多額のインシャルコストがかかる事業でもありますので、導入した場合のメリット、デメリットを考慮した上で、先進自治体の成功事例、また失敗事例も分析した上で、一元化を目指して慎重に進めてまいりたいと思っております。

この検討がなかなか続いているというか、結論が出ない状況ではあるんですけれども、商工会とはこれまで何度も協議を持っています。先進事例を視察したり、商工会の今回デジタル化に踏み切るという団体とは、一緒に守谷市に聞き取り調査に行ったり、事業者から説明を受けたりしてまいりました。今後も一層連携を強化していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。連携協力が不可欠ということで、ちょっと

これをお尋ねします。商工会さん、どういうニュアンスでお話しされているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

商工会さんと協力連携が不可欠ということで密にやってらっしゃるということでございましたけれども、じゃあ商工会さんが、例えば今の話ですと、僕は委託団体としての選択肢に商工会があるんじゃないかと思ったんですよ。それで、じゃあやりますなのか、進めますなのか、いやうちはやらないよなのか。連携不可欠のこちら側サイドの話はよく分かりました。団体さんの話として、商工会はどういうふうに考えていらっしゃるのかというところをちょっと掘り下げてお聞きしたいのがまず1点です。

一元化が理想的という答弁がありましたけれども、その一元化の内容です。例えばこういうシステムとこういうシステムがあったほうがいいんじゃないかというのが、もし現段階で思うところがあれば教えてほしいです。なければ結構です。

以上2点、再質問です。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 委託団体としての商工会ということであれば、スタートが市と商工会の関係、ハートフルクーポン券の発行というところがスタートになっているので、申し訳ないのですが、議員がおっしゃるような委託団体としての見方として商工会とそういった連携ということで考えているのではなくて、ハートフルクーポン券を今発行している中での協力体制というか、その連携体制というようなことで商工会とは協議をしております。

それと、一元化についてなんですけれども、どのようなシステムということで、先ほど商工会の中の団体が既存のカード、ポイントカードか何か、それをデジタル化していくというような動きがある。それと、今ずっと商工会と連携していますハートフルクーポン券、それとこれまでも議員からの視察に、広島県東城町で地域カード、あとは神栖市などで行政ポイントとか、そういったいろんな視察をしていて、どういったものをどういうふうに一元化していくかというのは、まだまだ検討、どうしていくというのはないのですけれども、デジタル化するに当たってどういうメニューでというのもそうなんですけれども、それぞれのポイントカードとかというようなことではなくて、やるのであれば、一元化できるのであれば、時期が合うのであれば、一つにしていったほうが効率がいいのではないかというような考えは持っておりますが、具体的にどれをどうして、どれとどれを一元化しようというような考えは、現在のところはまだございません。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 どれとどれというのが現段階で出ないということでございましたけれども、もちろんそれを検討されているんでしょうから、検討だと思います。

今話が出てきましたのは、ハートフルです。例えばですけれども、ハートフルクーポン券は今紙媒体です。その紙媒体と、こういうデジタル化が進んだものに対しての差別化を図るとか、そういったことも踏まえてやっていかれてはいいんじゃないかなと。最終的には国から補助されるマイナポイントカードが関連するものというものも、こういうことに、市民還元の事業に結びつけばよろしいんじゃないかなと私は考えるところであります。

観光産業の話をしていて、そっちの話になっちゃって申し訳ないんですけども、ただその付帯価値がつけば交流人口の皆さん、誘客で入ってくるお客さんも興味を持ちますよ。

商工会が委託団体では限定はしていないという話を今されていましたが、これは実際使われるときに、加盟団体が多くないと何の意味もないですよ。これが例えば10社しかありません、そこで使ってくださいでは何の意味もないですよ。例えば、お土産を買う、買物をする、食事するということに対して、これだけの会社さん、何かさっき言っていましたよね、百何社と。ああいうところで使えるんだよということがメリットになってくるので、ぜひ前向きに進めていただきたいなと思います。前向きな答弁ありがとうございます。

続きましての質問をさせていただきます。

4番項になります。観光産業の流れはどのように考えているかということで、これはもう今さらではございますけれども、皆さん、どの議員さんも、世の中の雰囲気も、もうやらないといけないみたいな空気が出ておると思います。

その中で、私がコロナ禍の前に御答弁をいただいた話のときには、広域的に近隣自治体と協力して取り組んでいくという答弁をいただいております。それに対して、ここ近年どのような動きになっているか、まずお示しいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 広域的な市町村との連携につきましては、平成29年の第4回定例会において、圏央道沿線13市町村で構成する茨城県圏央道沿線地域産業・交流活性化協議会のパンフレット作成やホームページによるイベントや観光スポット等の情報発信、また牛久沼周辺の6市町村で構成される牛久沼周辺首長会議の発足による様々な取組が展開される予定であるとの答弁をしています。

そうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、観光産業も甚大な影響を受けたところであります。事業を休止せざるを得ない、進めなくなってしまったような状況に陥っているのは周知の事実でございます。

当市においても、ようやく今年度、最大のイベントである、うしくかっぱ祭りが4年ぶりに再開できたところでございます。今後は、ストップしていた事業や企画段階にあった事業も動き始めると思われましたので、さきに述べました広域2団体、この団体が今後どのような活動をしていくのか、この団体があるのかどうかというのもあるのですけれども、新しい団体ができて始めるのか分かりませんが、広域化を目指しての団体の動きというのも今後出てくるとは思います。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 気になるワードは、圏央道と牛久沼でございました。その2団体の動きを注視するというので、ぜひ注視して、様々その今お話しされた部分が市内に反映されるような動きを改めてお願いしたいと思います。

次の質問になりますけれども、他自治体においては、オーバーツーリズムとまで報道等が発生しております観光産業でございます。茨城県内でも大なり小なり取り組んでいるところがありま

す。また、推進の中で、県がインバウンド事業にやっぱり力を入れていくという知事発言があって、そのときにアジア人の方、そしてそれが台湾、シンガポールの誘客ということでございました。これは新聞報道ですけれども、特に訪日客需要の取組強化の経済対策において、県が乗り出したと。地域のハード面においては最大5,000万円、ソフト面開発には2,000万円の補助をするということでありました。

対象の事業内容として、ホテル・旅館街やまちなみ整備事業、古民家改修、DX化など、エリア整備がハード面で、ソフト面においてはアニメ、歴史文化といった訪日客ニーズに沿った取組の支援をされるそうです。

この補助団体が、ちょっと私が少し食いついたところなんですけれども、適用の団体が、順番に言います。観光協会、DMO、地域づくり法人、商工会、まちづくり法人、民間企業ということであります。

こういったことを踏まえまして、本市はインバウンド事業に対してどのように取り組んでいるのか、そしていくのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 これまでインバウンドに特化した事業は、観光協会としては取り組んでおりません。

県が、昨年、今年と、台湾で商談会やイベント出展など、大がかりなキャンペーンを実施したのは記憶に新しいところです。

ある調査によりますと、牛久大仏は、県内インバウンド観光スポットランキングのナンバー2であるとのこと。牛久大仏の集客力を生かした市内全域への誘客策というものが、当市の観光産業にとって大きな課題の一つであると考えています。

さらに、これは茨城空港の話なんですけれども、去る10月26日には、茨城空港の民間機の着陸便数が1時間当たり1便という制限が緩和されることが発表されました。これにより、インバウンド誘致が、県も力を入れているということで、一層強化されると予想されます。オーバーツーリズムと言われるように、現在、大変多くの外国人観光客が来日していますが、リピーターの方は、主要観光地ではなく地方都市に関心を示す傾向にあるとのこと。茨城空港を利用する外国人観光客を1人でも多く獲得すべく、先進事例を参考に調査、研究をしまいたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

大仏が、まず県内2番手ということで、それと観光協会は現行やっていないという御答弁であったと思います。観光協会がやらなくても、自治体がやればいいだけの話で、皆さんの御活躍を御期待したいと思います。

1点だけ再質問させてください。先進地事例を参考にされるというふうに最後おっしゃいましたが、部長は先進事例、どの辺だと思っているんですか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 県内では、まず県内トップのインバウンド観光スポットがひたち海浜公園です。ひたち海浜公園のネモフィラ。あと、そのひたちなか市の隣の大洗町などはアニメで有名になったようなんですけれども、大洗町を走っているとアニメの看板というか、何というのでしょうか、至るところに置いてあります。そちら大洗町ですとか、ひたちなか市など。何がきっかけになってはじけるというか、人気になるか分からないので、当然先ほど申し上げましたインバウンド2位の牛久大仏、シャトーもそうなんですけれども、大きな可能性を秘めていると思いますので、今御紹介させていただいた大洗町、ひたちなか市など、そういった先進事例で成功した事例というのを参考にしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 通告にない質問に御答弁いただき、本当にありがとうございます。大変恐縮でございます。

次の質問をさせていただきます。

その流れの中で、広域的に観光産業を見ているということで、圏央道、牛久沼とありましたけれども、これは以前も申し上げたんですが、観光産業においては、その土地に、その目的、観光地に行って滞在したい滞在型というパターンと、当然その出発地から宿泊地、日帰りであれば出発地から帰宅地までの流れをつくっていく観光というのがあると思うんです。俗に言うツアーですね。その中で皆さん方がというか、我々がみんな思っている牛久シャトーなんですけれども、これは今、第三セクター、牛久シャトー株式会社の経営という形で、市も随分に関わって動いています。

その経営実態のほうは、今回観光産業の流れとはちょっと別の話でございますので、あえてでございすけれども、この牛久シャトーにおいて第三セクターをつくったときの経緯が、市民の間違いなく望む要望であったということが提案理由だったんですよ。であるのであれば、観光産業の材料の一助になると私も思っています。なので、観光産業に向けた交流人口、誘客向けの事業企画を立てていくのか、それとも市民の皆さんに向けたレストラン事業であったり、公園であったり、何々であったりというふうな方向性でやるのか、なおかつその両方であるのか。その辺の方向性の確認を取っておきたいと思いますが、お尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 牛久シャトーは、市民に親しまれてきたランドマークとして、また歴史的・文化的な価値を生かした観光のシンボルとして、歴史をつないできた施設でございます。

また、市民の皆様が日常的に牛久シャトーを利用していただくことで生まれるにぎわいと、観光資源としてのにぎわいの両方がそろうことで、さらなる収益力の向上につながる要因となり、牛久シャトーは、そのどちらも実現することができる、将来性のある施設だと考えてございます。

これらのことから、今後におきましても、牛久シャトーの在り方として、市民が日常的に利用できる場と観光資源との両輪で進めていくべきものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 両方というような雰囲気であると思いますけれども、答弁の中での再質問とはちょっと違いますけれども、シャトーに関してもう一回質問したいのですが、以前タイアップ事業のほうで、近畿日本ツーリストは名前を出していいですよね。近畿日本ツーリストさんとやっているということでしたけれども、その後の事業の費用対効果というか、効果を教えていただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

ワイン文化日本遺産協議会、近畿日本ツーリスト株式会社及びクラブツーリズム株式会社は、日本遺産と構成文化財等を生かした地域活性化を目的として、令和4年8月27日に包括連携協定を締結いたしております。

主な成果といたしまして、日本ワイン140年史の日本遺産ストーリーを基に、わいんたび日本遺産ワイン編を企画いたしまして、近畿日本ツーリストが運営する公式サイトで販売を開始いたしました。

また、女性向けオンラインゲームとのコラボイベントも実施し、牛久シャトーの認知度向上と新規顧客の開拓を図りました。

また、観光庁の支援を受け、観光再始動事業として、また牛久市におきましては、牛久シャトー開設120周年記念事業として、豪華列車のデザイナーを起用したバスを運行し、110年前のワインパーティーを特別にアレンジした晩さん会やナイトツアーを開催いたしました。この企画は来場者から高い評価を受け、将来的には高単価商品の開発、販売を計画しております。

包括連携協定は、締結から僅か1年でございますが、多くの成果を上げ、今後も協力関係を継続してまいる意向でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。大きな成果を上げということに、今後も期待したいと思います。

最後の質問とさせていただきます。

県との連携はどのように考えているかということであります。こちらはJRとのタイアップ事業であったり、DC、デスティネーションキャンペーンなどで、茨城県内の事業者が自治体の参加も含め多く見受けられる機会が出てきました。

こういった環境を踏まえまして、本市においては県との観光産業の分野においてどのように捉えた上で取り組んでいくか。一番最初の質問でもさせていただきましたけれども、商工観光やシティプロモーション、また観光協会などといった、どこの部署が担当して音頭を取っていくのか。その辺を踏まえて、2点の質問をさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 甲斐議員の質問にお答えいたします。

今年度は、県がJRのデスティネーションキャンペーンの対象自治体となったこともあり、昨

年度からイベントやパンフレットなどで県の観光物産課や観光物産協会と協議する機会が増えております。

観光振興に注力する上では、県とのつながりをより強固なものにするだけでなく、全庁的な連携が必要となります。所管の部署はもちろん商工観光課と観光協会ですが、共通の目標に向かって市が一丸となって取り組むという意味で、遠藤議員にお答えしたような市長直轄のプロジェクトチームとの連携及び協力体制を構築する所存です。

あと、前の質問に戻るのですが、観光協会の法人化にすべきといったことに対しましては、交流人口を増やすといったことは、私も所信表明でも述べさせていただきました。そういった意味で、これから様々なイベントや仕掛けをしていく中で、不都合があったときには、もちろん法人化といったことも選択肢の一つであろうかというふうに考えておりますので、御承知おきをお願いいたします。

あと、牛久シャトーなんですけど、県のほうで、先ほども答弁でありましたとおり、茨城空港で1時間1便の発着をするといった要望を国のほうにしました。それだけ県の取組としてインバウンドに力を入れていくという姿勢が見えたわけでございます。その恩恵を受けるといった表現が正しいかどうか分かりませんが、それに併せて、やはり大きな観光資源を2つ有する本市でありますから、この好機を逃してはいけないなというふうにも思っております。

また、インバウンドだけに限らずターゲットは様々なわけでございますから、国内にも目を向けなくてはならない。そういった中で、今年の9月下旬になるかと思います。大洗で花火大会がございました。その大洗の花火大会に併せて、名古屋のフェリーが大洗港に入港したといったことで、その乗船されていた方を、昼間、茨城県内の観光地で観光していただいて、夜、大洗に戻り、甲板で大洗の花火を見ていただくといったプランだったそうです。その乗船されていた方の県内の周遊について、40名ほどだと思いました。牛久シャトーに来ていただいて、食事をしていただいたといった実績があると聞いております。それを私は聞いたときに、来年はその倍、牛久にお願いしますといったことを、そこの町長のほうにお願いして承諾していただきました。

ですから、可能性は無限大だと思っておりますので、その倍といっても40人ですから全体のパイとしては小さいかもしれませんが、そういった取組がやっぱり功を奏していくのかなというふうに思っておりますので、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 市長、御答弁ありがとうございました。すごく前向きというか、やる気が大いに感じられる、期待のできる答弁をいただきました。本当にそのとおりだと思います。

その中で、プロジェクトチームというお話もありましたし、そのプロジェクトは、同僚議員のほうにも出ていましたけれども、私は今回観光産業のお話をさせていただいて、昨日でしたか、横断的なという話がありましたけれども、観光事業において、市長の直轄プロジェクトということで大いに期待したいと思います。

そして、交流人口や関係人口増加が継続されて、本市の人口増加につながるようなまちづくりの一助が、確かな仕組みをつくり上げることができればいいなと思います。そういった点に、市

長の手腕に御期待申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時ちょうどいたします。

午後2時50分休憩

午後3時00分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 日本維新の会、水梨伸晃です。

午後3時をちょうど過ぎた頃ですかね。そろそろ本日の議事日程の終わりが見えてきているところですが、与えられた質問時間45分をフルに使い切る気持ちで、通告に従いまして、一問一答で3点ほど質問させていただきます。

まず、大きな項目1番、子育て広場の利用についてです。

牛久市では、妊娠中の方を対象にした講座を開催しておりますが、子育て広場を利用できるのは、牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の第5条利用者の範囲によれば、こちらをちょっと要約させていただきますと、牛久市内に住所を有する乳児及び幼児並びにそれらの保護者とするがあります。妊娠中の方は、子育て広場の利用対象ではございません。

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会のホームページによりますと、地域子育て支援拠点は、主にゼロ歳から3歳の親子を対象にしていますが、利用者からは、妊娠中から来ていけばよかったという声も多く聞かれます。地域の情報を得て、つながることができる場として、さらに子育てのイメージが持てる場として、地域子育て支援拠点だからこそできる妊娠期からの切れ目のない支援を一緒に取り組んでいきませんかとあります。

さきの第3回定例会において、市長からの所信の一端を述べる場面の中でも、子育て支援について、未来の社会を支える子供たちに、牛久で生まれてよかった、牛久で育てよかったと思えるような地域づくりに取り組んでまいりますと市長はおっしゃっております。私も深く同感でございます。

では、これらを踏まえ、牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、妊娠中の方の子育て広場の利用はできるようにならないのか、お尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 子育て広場につきましては、子供たちが自由に伸び伸びと遊べる場の提供や保護者同士の交流、子育てに関する相談や情報提供を行うことを目的として設置運営しており、未就学児とその保護者の方が気軽に利用できる場として、令和4年度は3か所の常設広場と3か所の出張広場において、延べ4,678組の親子の利用がありました。

子育て広場の利用につきましては、議員おっしゃいました牛久市子育て広場の設置及び管理に

関する条例において、利用者の範囲を、牛久市内に住所を有する乳児及び幼児並びにその保護者と定めており、乳幼児のいない御家庭の妊娠中の方などにつきましては、見学やお問合せに対応しております。これは、子育て広場が子供の遊び場であることや、子育て中の親子の交流を主な目的としているためです。

妊娠中の方への情報提供や交流の場の提供につきましては、健康づくり推進課で実施しています母子健康手帳交付時と、妊娠８か月頃の保健師との面談や、妊産婦と家族のためのHAPPYマタニティ講座等があり、そのほかにも健康づくり推進課とこども家庭課では随時、電話や面談、家庭訪問等で妊娠中の方からの相談に対応しております。

マタニティ講座では、妊娠中から産後の生活についてや、赤ちゃんとの遊び方などをテーマとしたセミナーを実施するほか、サンデーパパクラスとして、妊娠３０週くらいから１歳未満のお子さんのパパとその御家族を対象に、日曜日に講座を開催し、妊娠中の方とその家族が先輩パパママと交流を行う場を提供しております。

また、小学校入学前の子供の保護者を対象とした子育て相談では、参加者の交流会も開催しており、妊娠中の方にもこの交流会への参加が可能であることをお知らせしております。

初めての妊娠は不安になることも多く、妊娠中からの相談先や交流の場の確保は重要であると認識しております。妊娠中の方の子育て広場の利用に関しましては、今後の課題とし、子育て広場の利用者や妊娠中の方の意見を聞きながら検討していくとともに、出産後には、子育て広場を安心して利用していただけるような周知を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○１５番 水梨伸晃 議員 答弁の中にもありましたが、初めての妊娠は不安になることも多く、妊娠中からの相談先や交流の場の確保は重要であると認識していると。

では、ここで再質問させていただきます。

現在、ほかの自治体では、妊娠中の方が子育て広場を利用できる取組を既に実施しています。横浜市港北区では、妊娠８か月頃に市役所から手紙が届くそうですが、その中に子育て広場体験チケットを同封するなど、産後に初めて子育て広場に行くのではなく、妊娠中に子育て広場に行っておくことで、その不安を解消するといったこともしています。

産後というのは、体力的にも精神的にもつらい状態が続いているというのは、育児を経験してきた方なら誰しも理解していると思います。

未来の社会を支える子供たちに、牛久で生まれてよかった、牛久で育ってよかったと思えるような地域づくりをしていくためには、ほかの自治体が既に行っていることを同様にやるだけでなく、さらにその先の取組を考え、ほかの自治体より先行し、子育てしやすいまちづくりの先進事例をつくり上げてこそ、牛久で育ってよかった、だからこそ今度は牛久で子育てしたいにつながっていくことができると考えます。

こちら、予算をかけずに条例の改正をすることにより、子供を持ちたい人が安心して子供を産み育てることができるような環境を牛久市に整備していただけないでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 牛久市では、牛久市で安心して子供を産み育てることができるような環境づくりのため、関係部署が連携して、妊娠期から切れ目のない子育て支援に努めております。

妊娠中の方との関わり合いにつきましては、妊娠届出時には、全員と市の保健師面談を行い、さらに妊娠8か月頃の再度の面談や初めての妊娠の方にはマタニティ講座を勧めるなど、妊娠中の方が利用できる事業や、随時行っている相談対応を通じて、市の保健師と妊娠中の方の信頼関係を築きながら、様々な支援につなげているところです。

そういった活動の中で、これまで妊娠中の方から、子育て広場を利用したいという直接の声はありませんでした。その理由として、例えば先輩ママとの交流を持ちたいという希望がある方にはマタニティ教室の交流会を御案内いたし、また例えば子供の成長を見たいという御希望がある方であれば子育て相談を御案内し、また仕事をしている方、夫婦で参加しやすいように日曜日に講座を開催するなど、妊娠中の方とその御家族の支援に努めており、それらが牛久市においては、より効果的なサービス場面を提供しているから、そういった声がなかったのではなかろうかというふうに考えてございます。

議員がおっしゃいますとおり、条例改正は予算を使う必要はございませんが、例えば条例の改正を一つ取ってみましても、調査研究、新しい制度設計、例規審査、議会への上程手続など、少なからず事務作業が発生するものであり、それらを行政コストと捉えれば、効果的な行政運営のために、また職員の仕事量を過大にしないためにも、まずは市民の方の生の声、そのニーズを把握することが重要であると考えております。

子育て広場の条例改正につきましては、妊娠中の方や子育て広場の利用者の方から生の声を、確かに議員がおっしゃいますように、これまで丁寧に拾い上げ切れなかったということもございますので、今後、利用者の方、妊娠中の方から、丁寧に生の声を拾い上げまして、ニーズを把握した上で検討し、適切に対応してまいりたい、そう思っております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。先進事例をつくり上げてこそと言いましたが、先進事例でもう既に行っているところもございます。そういうところもしっかり検討いただきながら、あとは地元、この牛久市に合ったものをしっかりと考えていただき、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

大きな項目2番目、牛久市の公園の今後についてです。

10月議会におきまして私の一般質問でありました、牛久市に大規模公園を整備してはどうかについてですが、執行部から、まずは今ある公園を市民の皆さんが安全安心して利用できるよう、既存施設の修繕や改修等を優先してまいりたいとの答弁をいただいております。

では、今ある公園を利用するに当たり、遊具だけでなく、駐車場がなく、気軽に利用ができない市民が多くいることは、執行部にもその市民の声が直接届いていることと思います。

それでは、少しだけ公園の数を復習させていただきます。現在、牛久市には、牛久運動公園を

除き145の公園があります。その中で駐車場がある公園は、市のホームページによりますと、6か所と把握しております。公園の近くに市の所有している土地があれば、ぜひ整備していただきたいところですが、全ての公園の近くにそのような土地があるとは限りません。

では、柏田2号公園のように、すぐ隣にすくすく広場があるようなところはどうでしょうか。12台車が置ける場所があり、常時職員等が使用している場所を除き、一部の駐車場だけでも公園の駐車場で使用できるようにするなど、担当している課を越えて、市民に寄り添った目線で取り組んでいただけないでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

市内公園の多くは、これまでの中小規模の宅地開発に伴い設置されたものであり、設置された公園は当該地域住民の利用を想定して造られたものであるため、小規模で駐車場のない公園が多くなっております。多くの公園の周囲には住宅が広がり、隣接した市有地がないため、市有地を利用した駐車場整備はできない状況であります。

また、柏田第2街区公園に隣接するすくすく広場の駐車場を公園利用者に開放できないかとの御質問については、現状、すくすく広場利用者が多数利用している状況のため、公園利用者への開放は難しい状況でございます。

しかしながら、市民の皆様からも公園の駐車場整備についての御意見をいただいておりますので、個々の状況を踏まえ、整備に適した公園については検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 すくすく広場の駐車場の開放は、広場を使用していない日だけでも開放できればと思いましたが、管理や警備の問題などを考えると、解決しなければいけない問題は山積みようです。

ひたち野みずべ公園のように、公園の敷地も広く、駐車場整備の検討余地があると思われるようなところは、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。こちら最後の質問になります。

大きな項目3の牛久市シティープロモーション公式SNSを活用した歳入確保についてです。

こちら通告を出したときから少し状況が変化しておりますので、整理させていただきたいと思います。

現在の牛久市が公式に管理しているソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSは何かありますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 お答えいたします。

市では、SNSの情報発信のツールといたしまして活用しておりますのは、旧ツイッターでありますX、フェイスブック、LINEとなります。また、併せてユーチューブでの動画配信も行っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

本日は、子供から高齢者までが楽しみ、使用している一つ、ユーチューブに注目していきます。

先進事例として、全国で初めてユーチューブアカウントの収益化に成功したのは、ホタテ水着をふるさと納税返礼品にすると話題になりました青森県むつ市です。

むつ市の担当課では、当時、2020年7月当初は、動画作成を1人で担当し、5分から10分の動画を約5時間かけて編集し、週2回程度、動画作成しアップロードしていたそうです。

動画作成は外注すれば、1動画につき数万円から数十万円かかりますが、内製化すれば予算ゼロでの牛久市の情報発信をすることもできます。

そして、成功事例といたしまして、今話題でもあります広島県安芸高田市、こちらは2023年9月7日よりユーチューブの収益化をスタートしました。先日、記者会見をした際の参考資料には、9月7日から9月30日までの収益は、何と93万6,346円と記載されています。10月中旬には、安芸高田市長自らがユーチューブライブ配信を1時間したところ、その配信内で、スーパーチャットといって、チャット欄で自分のメッセージを目立たせるための権利を購入する機能によって72万円の収益があったと、安芸高田市の市長からSNSでの発信がありました。1時間で72万円の税収増ですから、成功事例としていいのではないのでしょうか。

では、牛久市の現状はどうでしょうか。先ほどの回答によりますと、牛久市が公式に管理しているSNSのうち、今日現在、フェイスブックがフォロワー2,772人、公式LINEのお友達5,727人、そしてツイッターのフォロワー数3,654フォロワー、そしてユーチューブのチャンネル登録者数は932人。

最近では、SNSを利用した収益化条件が緩和されるなどもあり、財源を確保しやすくなっております。公式ユーチューブの動画を再生する際に、掲載される広告から収入を得る取組を進めている自治体も数多くあります。収益化ができるように、登録することで、特定ジャンルの広告を配信不可にできるなどのメリットもあり、自主財源確保という面でも牛久市で取り組むべきだと思いますが、その予定はないか伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 広告収入を得るためには様々な基準や手続があり、旧ツイッターでありますXにつきましては、月額980円を要するプランへの登録、フォロワー数が500人以上、また過去3か月のインプレッション、これは表示回数になりますけれども、これが500万回以上。LINEにつきましては、フォロワー数が500人以上、直近1か月の再生回数が50時間以上、30秒以上の動画の投稿があること。動画サイトユーチューブでは、チャンネル登録者数1,000人以上、公開されている長尺動画、これは3分以上の長さの動画コンテンツになりますけれども、これが過去365日間における総再生時間が4,000時間以上、または公開されているショート動画の過去90日間の視聴回数が1,000万回以上と、それぞれ条件がありますが、現在牛久市はその基準に達しておりません。

議員おっしゃった安芸高田市のように、市議会の模様が話題となり、動画登録者数が約10万

人、直近1年間の動画再生時間が187万時間と、自治体の動画としては異例の数値を記録しているところであれば、1か月間約100万円の収益がございます。

今年度、新たにユーチューブの広告収入を始めた自治体では、報道記事によりますと、年間収益として2万5,000円を目指すとありまして、高額な収益を得るためには閲覧回数を稼ぐような話題性のある動画の投稿が求められることとなります。

また、牛久市の広報紙及びホームページに掲載の企業広告につきましては、牛久市広告掲載に関する規則におきまして、広告審査委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定しておりますが、SNSやユーチューブについて収益化をした場合、その広告は牛久市において広告審査を行うことができないため、市の印象を損なわないような広告であるかを常に確認する作業が必須となり、マンパワーも必要となってまいります。

このようなことを含めまして、現状での収益化は大変難しいと考えておりますが、広告収入は市の一般財源確保には大変有効な手段の一つでありますので、導入自治体の収益やそれに伴う費用など、入念に調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

先ほども言いましたが、今では子供から高齢者の方までがユーチューブを活用しています。導入自治体の結果を基にした検証も大切だと思いますが、入念に調査研究をすることによって、ほかの自治体に後れを取ることのないよう、早急な調査研究をしていただき、SNSを活用することによって、貴重な自主財源確保という面で市民に還元ができるよう御期待し、そして答弁にもありましたが、牛久市の公式ユーチューブは登録者数1,000人で収益化できるので、あと68名ですかね。こちら収益増につなげていくために、牛久市民の皆様にも、オール牛久として、牛久市公式ユーチューブのチャンネル登録に御協力をいただき、そろそろ質問時間45分フルに使い切る頃だと。少し早口だったですかね。

では、本日ラストの質問でびしっと締めてもらう池辺議員にバトンをお渡ししまして、これで質問を終わりにしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 以上で15番水梨伸晃議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

午後3時25分休憩

午後3時35分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 皆さん、本日最後の登壇になります。今期、無党派で活動しており

ます池辺己実夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入ってまいります。

まず、1つ目の質問といたしましては、前回、第3回定例会の一般質問でも取り上げました牛久市の職員数についてです。

前回、私は、牛久市の職員数が他の自治体と比較してもかなり少なく、早急に対策を講じなければ市民のサービスの低下につながってしまうものではないかとの危機感から、職員数の現状に対する執行部の考え方と職員採用の取組、市として実施する業務の見直しの考え方などについてお聞きいたしました。

答弁からは、執行部においても、職員数の少なさの認識はお持ちのようではありましたが、その解消のために積極的に対策を講じようとする姿勢は、私としては残念ながらあまり強く感じられませんでした。

そこで、一般質問を終えた後も、インターネットで全国の市町村の職員数などを調べてみると、またも総務省から出されている令和4年4月1日時点の類似団体別職員数の状況というページを見つけました。この調査は、全国1,741の市町村を政令市、中核市、施行時特例市、特別区、その他の一般市、町村に分類し、それぞれの分類をさらに人口規模別、産業構造別に分類して、同一分類ごとの職員数を調査、公表しているものです。

牛久市は、全国687団体が属するその他の一般市というグループに属し、その中の人口5万人以上10万人未満で、2次、3次産業が90%以上、3次産業65%以上というグループに属しておりました。全国で112の団体のうちの1つに数えられています。

このグループの人口1万人当たりの普通会計職員数の平均は64.94人、我が牛久市は、もう本当にびっくりしたんですが、何とこのグループの中で人口1万人当たりの普通会計職員数が最も少ない団体であり、人口1万人当たりの普通会計職員数が39.05人という結果でした。全国の同一分類同一人口規模の類似団体の平均職員数の実に60%の職員数という、全国一職員数の少ない市であることが明らかになりました。

ちなみに、私も勉強して分かったんですが、普通会計職員数とは、牛久市においては、下水道課職員がカウントされる公営企業会計部門を除いた職員で、一般行政職員と、教育や消防などの特別行政職員を合わせた数となるそうです。大変勉強になりました。

牛久市が属するこのグループの県内他市には、県南地域では隣の龍ヶ崎市、そして守谷市、つくばみらい市、さらには主要地域では、やはり日本遺産を有する笠間市、那珂市、この5つの市が属しており、人口それぞれ1万人当たりの普通会計職員数は、龍ヶ崎市は51.66人、守谷市は53.03人、つくばみらい市が71.09人、笠間市が80.82人、那珂市が82.17人となっており、質の高い行政サービスを市民に提供するためにも早急な牛久市の対応策を講じる必要性を本当に強く感じました。自分としては、本当に衝撃的な数字でした。

そこで質問ですが、この調査が示す状況を人事部門は把握しているのでしょうか。把握しているとすれば、その結果をどのように捉えて、どのような対策を講じてきたのか。そして、その対策は効果を発揮されているのでしょうか、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 当市が、類似団体において最も職員数が少ないことは把握しております。この状況を是正すべく、受験者数を増やすための方策に知恵を絞り、積極的に職員数の確保に取り組んでいるところでございます。

御存じのとおり、当市では、過去に常勤職員の採用を抑制し、非常勤職員を大量任用したことにより、常勤職員と非常勤職員の人数のバランスが崩れているため、このような数値になっているものと認識しております。

現状を解消するには時間を要しますが、職員採用試験の継続的な実施により、常勤職員数の確保に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 これは私の感想なんですけれども、現在の状況から見ると、職員を確保するために積極的に取り組んできたが、予定どおりの職員確保ができなかったということだと思います。今のお話を聞いても。でも、厳しい言い方をすれば、仕事というのは結果を出して何ぼのものだと私は思います。本年度は予定数の職員を確保できなかったので来年度からまた頑張りますでは、私は済まない話だと思います。

現状は、先ほどの数字でも分かるように、一刻を争う事態ではないでしょうか。職員数が少ないために、市民サービスが低下したり、一方で職員が慢性的な残業、休日出勤などの長時間労働による労働環境の悪化、そのことに起因することで身体的にも精神的にも疾患が出て、療養休暇が大変増えて、それでなくても職員数が少ないのに、さらに拍車をかけて少なくなり、労働環境はますます悪化を招き、牛久市全体のイメージを悪くする。その結果として、職員採用試験に合格しても、他市や他業種を選択して辞退されてしまうなどといった状況を招かないように、職員の適正な労働環境を確保するためにも、適正な職員数の確保や業務改善が私は必要だと思います。

人事部門には様々な工夫や対策を講じて、予定した採用人数を何としても確保するんだという決意というか、覚悟を持って職務に当たっていただきたいとお願い申し上げて、次の質問に移ります。

続きまして、令和5年度の牛久市の職員採用状況について伺います。

市のホームページを見ますと、現在、第2回目の採用試験の真ただ中だと思います。

そこでお伺いします。令和5年度第1回採用試験では、募集人員が何人で、それに対する応募者数が何人だったのか、それぞれの募集業種ごとに示してください。また、合格者は何人で、その中から辞退者が出ているのかいないのか、そこもお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 お答えいたします。

第1回職員採用試験における各職種ごとの状況ですが、事務（上級）が募集10人、応募者72人、合格者12人、辞退者3人、事務・障がい者（上級）が、初級と合わせて募集3人、応募者3人、合格者ゼロ人、事務・障がい者（初級）が、応募者3人、合格者1人、辞退者ゼロ人、土木（上級）が募集1人、応募者5人、合格者ゼロ人、建築（上級）が募集1人、応募者1人、

合格者ゼロ人、電気（上級）が募集１人、応募者１人、合格者ゼロ人となっております。

近年は、一次試験における辞退者が多く、合計８５人の応募者に対し１８人の辞退があり、一次試験受験率は７８．８％でした。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○５番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

結果を聞いて、一次試験の応募者が８５人に対し１８人の辞退者が出るということで、応募者に対する辞退者の割合が私の中ではかなり大きく思うんですが、その要因はどのように分析されたのでしょうか。分析された要因は、どのように第２回採用試験の対策に講じたのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 先ほどお答えしましたとおり、近年は一次試験の辞退者が増加傾向にあります。現状を申し上げますと、第１回採用試験における一次試験辞退者の割合が２１．２％、第２回が１２．０％、過去２年間を見ましても２０％から３０％台を推移しております。

辞退者の増加は当市に限ったことではなく、民間企業や国家公務員等と業務内容や処遇等を比較した上で受験を辞退する学生が増えており、人材確保に苦慮する自治体が増加していると聞いております。

辞退者を減らすために有効な手段を模索しておりますが、現状を踏まえ、第２回採用試験では、事務（上級）、土木、建築、電気の年齢条件の引上げやＳＰＩ試験の導入などの対策を講じました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○５番 池辺己実夫 議員 もちろん今のを聞いて、対策をいろいろ考えたり、よそもそうだなということを今聞かされたんですけれども、私は前回も言ったんですけれども、大変申し訳ないですけれども、人気ないんですよ、もうこういう仕事自体が。その中でやっぱり選ぶためには、もちろん給料なんかの面もありますけれども、それだけじゃなくて、例えばこの建物一つとっても、やはり環境的に決して……、例えば同じ合格したら、私も例えばつくばとかに行きたいと思います。きれいだし、あそこで働いてみたいなどやっぱり思うと思うんですよ。皆さんもきっと、皆さんの心の中でも、私はこの場で率直な気持ち言っちゃいますけれども、皆さんも入社試験とかその試験を受けて、もしも合格したら、やっぱりそっちに行きたいなとか思うと思うんですよ。ですから、もう半世紀も経った建物を、やはりあした新しい建物を建てられるなんてことはあり得ないんだから、ちょっと言い方が悪いかも分かりないですけれども、その付加価値をつける意味で庁舎を建てるとか、そういうふうな検討委員会みたいのを立てて、そうすれば７年後はここで働けるんだよみたいな夢があるのがやっぱり必要だと思うんですよ。幾ら対策を講じて、やはり辞退者はこれから先も出ると思いますよ。

だからその辺のことで、市長、検討委員会とか何か立てたりというのは、これは別に答弁した

くなければ全然なくていいんですけども、その辺のところどうでしょうね、本当に。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問の趣旨にちょっと反した再質問でございますので、この場で答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、職員を確保する意味では、やはり職場環境というのは非常に大事であろうかというふうに思っております。

現在牛久市では、この箱物も、やはり新しく採用、受ける方にとっての判断基準というものにもなろうかと思いますが、この箱物について、庁舎については、現在打つ手がないのが正直なところでございますから、ほかの部分で勝負をしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 市長、本当に唐突に聞いたことですみませんでした。本当に申し訳ないです。ちゃんとここに帰って質問してまいりたいと思います。

続きまして、現在進めている第2回採用試験につきましてお伺いいたします。

先ほどの質問同様に、業種ごとの募集人数と、それに対する応募者数が何人なのか。現時点では、第一次試験の合格者が発表されているようですが、2次試験へ進んだ人数、それぞれ何人なのか、お示してください。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 お答えいたします。

第2回職員採用試験における各職種ごとの状況ですが、事務（上級）が初級と合わせて募集10人、応募者63人、一次試験合格者33人、事務（初級）が応募者12人、一次試験合格者11人、事務・福祉（上級）が募集1人、応募者1人、一次試験合格者ゼロ人、事務・障がい者（上級）が初級と合わせて募集2人、応募者2人、一次試験合格者1人、事務・障がい者（初級）が応募者2人、一次試験合格者1人、保育士（初級）が募集2人、応募者2人、一次試験合格者1人、学芸員（上級）が募集1人、応募者1人、一次試験合格者1人となっております。なお、保健師（上級）、臨床心理士（上級）、精神保健福祉士（上級）、土木（初級）、建築（初級）、電気（初級）の6つの職種につきましては、応募者がいなかったため、第3回採用試験の実施に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

この第2回採用試験では、いわゆる専門職の応募がなかったということですが、1回目の採用試験では応募があつて、2回目では応募がなかった建設系の業種について、その理由というか状況を、人事部門としてはどのように分析されているのでしょうか。再質問します。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

建設系の職種におきましては、第1回は上級、第2回は初級を対象として募集を行いました。

第2回の応募がなかった理由や状況については、原因の分析を進めているところでございます。

しかしながら、土木、建築部門は、やりがいの点で民間企業に流れてしまうとの調査経過もございまして、官公庁全体で職員数の確保に苦慮している状況があると伺っております。

これらの現状を踏まえ、第3回目の試験では、上級の年齢条件を緩和するなどして、早急な人材確保に努めたいと考えております。

また、公務現場におけるやりがいや魅力を伝えることも重要と考えておりますので、積極的な広報活動に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 大きな1つ目の質問の最後ですが、今年度の職員採用予定者の人数は、実際のところ何人というふうにしているのか。採用予定人数を確保するためにも、これまでの状況から、一定程度の辞退者の発生を見込んだ合格者数にしておくことが、私の中では必要だと思っています。

そこで質問ですが、第1回採用試験では既に合格者が決定しているのではっきりしていると思いますが、募集人数に対して合格者数は何人あったのか。また、第2回採用試験においては、合格者数を何人と想定しているのかをお伺いします。3回目もやるということを今言っているの、そこまで聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今年度における採用予定人数は、34人となっております。第1回採用試験の募集人数は16人で、これに対する合格者は13人、うち3人から内定辞退の申出がございまして、最終的に10名を採用予定でございます。

第2回採用試験の合格者数は、予定では22名を見込んでおりますが、6つの職種において応募がなかったことから、第3回目の採用試験を計画しております。

また、事務職の人数が不足しているので、第2回の最終試験の結果を見て、優秀な受験者が多い場合には、採用計画を前倒しで事務職を採用予定より多く採用することも検討いたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 第1回採用試験では、13人に対して3人の内定辞退者の申出があって、採用予定は10人。第2回採用試験の合格予定人数は22人だが、6つの職種で応募がないため、第3回採用試験を実施予定であるということでした。

第1回目の状況を見ても分かるように、第2回採用試験においても、私は一定数の辞退者を想定せざるを得ないと思われるのですが、第3回採用試験の実施はもちろん必須だと思います。

そして、採用計画の前倒しというか、合格者の割増しは、これまでの状況を踏まえれば、もちろん大幅に当然必要な措置と言えらると思います。

牛久市は、過去に常勤職員の採用を抑制し、非常勤職員を大量に採用した結果、常勤と非常勤の職員バランスが崩れているとのことでした。

これまでの採用試験においても、非常勤から正職員への登用ということで、採用試験を突破し

て正職員になった方もいると思うのですが、少なくとも非常勤職員として行政の仕事に従事して経験を積んだ非常勤職員の採用は、もっと積極的に行ってもいいように私は思います。非常勤として働いている方と、大学や高校を卒業して受験を同じ試験で振り分けるという必要性が、私はあんまり感じられないんですよね。

これは最後にまた市長に聞きたいんですけれども、この職員不足に対応して、実際に何回採用試験をやっても人がやっぱりそろわなかったら、やはり今は結局、本来であれば正職員に対して補佐をする意味でないと非常勤は仕事はできないのかも分からないですけれども、私が見る限り、もう責任ある立場でばりばり働いている非常勤の人も私の中では見受けられるのですけれども、一から例えば入れて教えていくのはもちろんこれは続けていかなければいけないのですけれども、やはり今すぐにその業務に携わってやれる人をやはり登用する、もちろん試験を受けさせなければ駄目ですけれども、そういうのを促すような形で市長は考えないのかというのをちょっとお聞きしたい。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

長く行政経験を積んだ優秀な会計年度任用職員がいることは把握しております。常勤職員として勤務することを望む声もあり、これまで公務員経験者や民間企業等経験者を対象とし、非常勤職員の方も受験できる採用試験を複数回実施し、採用に至った実績もあります。

採用試験の実施に当たり、当市の会計年度任用職員のみを対象とした試験は、公平な職員採用の趣旨に照らし適切でないと考え、当市の会計年度任用職員に限定せず広く募集を行い、公平な採用に努めてまいりました。

近年は、民間企業等経験者を対象とした採用試験を実施する自治体が増加していることから、当市においても改めて受験資格や試験内容を検討し、即戦力となる常勤職員の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、3回目の試験を行う上で、要は一般の事務職員もそうなんですが、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士、また土木、建築、電気といったその技術を伴う職種の応募がないといった現状が続いている中で、もうこれまでどおり周知して応募を待つといったことではないのかなというふうに思っていて、特に保健師さんなんかは、もう全体のパイが少ないわけですから、やはりこちらからアクションを起こさない限りは受験者すらも集まらないだろうといったことで、この間、保健福祉部長と話をしまして、県内に養成する学校が3か所あるそうです。そこに出向いて、要は市役所の職務を理解していただいて受験をしていただくといった、こちらからの積極的な広報活動も必要であろうといったことで、来年からちょっとやってみようかといった話も出ているぐらい非常に、恐らく牛久市だけではないと思います。ですから、ほかの自治体でやっていないのであれば、私と保健福祉部長、あとは関係職員数名で、その対象となる方と接触しながら受験を促すといったことも検討しておりますので、ぜひとも御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 沼田市長、ありがとうございました。牛久市が他市と比較して、ぜひ牛久市、沼田市長の下で働きたいと思わせるような手腕で、ぜひ職員獲得、頑張ってください。

大きな1つ目の質問、これで終了します。

続きまして、大きな2つ目、デジタル通貨の導入について質問します。

こちらからは答弁者を指定できないことは承知しておりますが、この質問の担当である藤木次長におかれましては、大変優秀なんです、今月1日付の人事異動により現職に就かれたばかりですので、答弁については昨今まで担当されていた部長から私はいただきたいと思いますので、あくまで私の希望です。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

私は、令和2年第3回定例会の一般質問において、コロナ禍における新しい生活様式の下での地域経済振興策についてと題して、電子決済を利用した地域経済振興についての質問をしました。

平成11年度に、子育てを支援し高齢者の経済的負担を軽減することで消費を促そうとする経済対策として、国は地域振興券を初めて配付しました。これを契機として、当牛久市においても、平成14年度に10%分のプレミアムを付加したハートフルクーポン券が初めて発行され、現在まで実施され続けています。

そして、今年度後期分のハートフルクーポン券では、沼田市長の英断によるものが反映され、これまでの10%プレミアム分を20%に倍増するための補正予算が、前回定例会の最終日に提出、可決され、牛久市では初めて20%のプレミアムがついたハートフルクーポン券が発行されます。

この次期のプレミアム付商品券は、特に来年度の小中学校などへ入学するお子様のいる家庭では、学用品や制服などの購入に使えるとあって、すぐに完売してしまう大変人気のある事業で、特に今回はプレミアム分がこれまでの2倍となったこともあって、さらに注目を浴びているところです。

前回の質問でも申し上げましたが、利用者には本当に大変ありがたい事業であるものの、ハートフルクーポン券を取り扱う事業者にとっては、私もそうでしたが、それはもう本当に手続きが煩雑で、換金の即効性がなく、手間がとてかかる大変な事業であります。私自身、事業者として、ハートフルクーポン券を実際に取り扱っていましたが、本当にその大変さは身をもって経験しております。

そのような経緯から、電子決済を利用した地域経済振興について行政視察した広島県旧東城町のほ・ろ・かカードの実例を挙げ、キャッシュレス決済システムの導入を前提とした質問をした次第です。当時の環境経済部長からは、ハートフルクーポン券事業のよりよい在り方について、様々な検討を重ねてまいりますといった前向きな答弁をいただいた記憶があります。いや、いただきました。ハートフルクーポン券事業の実施主体は牛久市商工会であります、利用者ばかりでなく、事業者にとっても扱いやすいシステムになるよう、牛久市としてもこの事業の仕組みづくりをした立場にあるわけですから、ぜひとも商工会と共にこの事業のデジタル化に取り組んでいただきたいと思っていますところ。

そこで、やっと質問ですが、電子決済に関する質問を行ってから3年が経過してきましたが、この間、デジタル地域通貨に関する技術もかなり進歩してきたと思います。電子決済を利用した地域経済振興について、当時の部長の指示をどのような形で受け継がれて、どのような検討をなされ、結論を導き出しているのかをお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 環境経済部、大徳でございます。池辺議員には私から御答弁させていただきます。

令和2年第3回定例会で一般質問をいただいてから、今日までに11の会社の説明を受けました。

令和3年7月には神栖市、令和5年3月には守谷市に視察に参りました。守谷市の視察には、キャッシュレス化を検討していた商工会の団体と共に参加をいたしました。

11の会社から説明を受けたシステムにつきましては、各社、一長一短がございます。説明を受けるだけでは、どれがベストであるかの判断は非常に難しいところでした。

しかしながら、神栖市、守谷市と現地に赴きまして、実際に運用している現場の声を直接聞いたという点で、先進自治体の視察は大変有意義なものになりました。

神栖市では、商工会のポイント会が2021年からポイント付与を開始しており、買物の際に付与されるポイントのほか、市が行政ポイントといたしまして、行政区への加入や市民健康講座への参加、歴史民俗資料館の利用などでポイントを付与する事業を実施しているとのことです。ただ、そうした行政ポイントは別といたしまして、民間の事業者、店舗ですとか、事業者の加盟数が多いこと、また大手の企業が加盟していないというところから、利用者数が伸び悩んでいるとのことでございました。

また、守谷市につきましては、市のアプリを利用して地域振興券を販売いたしました。これも昨年ですか、こちらでも一般質問で答弁したような記憶があるんですけども、マイナンバーカードの普及促進のための一環としての事業として守谷市は取り組んだということでございました。こちらは紙やカードではなくて、アプリ1本に絞ったことによりまして、1日100人ほどの方が、操作ができないということで操作のサポートをしてほしいと列をなしたそうです。苦情も大変多くて、職員の心労たるや相当なものだったとのことです。

また、視察をした時点ではございますが、守谷市ではその後、このアプリを活用した事業を実施する予定はないということで、デジタル化の推進は決して容易ではないとの印象を受けたところです。

議員の一般質問以降は、以上のような状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 大徳部長、ありがとうございます。答弁していただいて、すみません。ただ、今の答弁というのは、私の質問とちょっと違うと思うんですよ。私は、要するに私が質問してから、運営会社に行ったり、神栖市とか守谷市へ聞いてきて、大変だったよと。それは意見だけで、それを踏まえて検討してきたのかなということを聞きたいわけですよ。どんなふう

に検討したんだよということを聞いているのに、それがその答弁に、私の中では受け入れられないので、大変だっただけでは検討したようには私は思えないので、どのように検討したのか、もう一度再質問します。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 大変失礼いたしました。

視察や事業者の説明を受けまして、当市の商工会のハートフルクーポン券のデジタル化を想定した場合に、まず神栖市のように加盟店が少ないということは、現在牛久市のハートフルクーポン券では三百数十店舗の加盟がございますので、こういったところはないのですけれども、守谷市のケース、こちらはちょっと危惧するところなんですけれども、デジタルディバイドというか、インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる人とできない人の格差ということなんですけれども、いわゆるデジタルディバイドといったスマートフォンなどの操作に慣れていない方、先ほど守谷市の話で毎日100人ぐらい操作説明を受けたいということもあって列をなしたということだったんですが、そうした方へのフォローをどのようにするのか。また、その苦情にどう対応するのかといったようなところが大きな課題、大きなネックになってきています。

実際に、それ以降、守谷市のほうでも、一度アプリで導入してはみたものの、その後使う予定がないということ、今後使う予定がないというところで、果たして導入をしていって、これで継続することができるのかということも検討課題になっております。

また、そういった方向けに紙媒体も残して併用ということも考えられると思うんですけれども、その場合にコスト面のほうもちょっと見極める必要があると思われます。

以上、視察、特に会社の説明を聞いた限りでは、先ほど一長一短あるということをお願いしましたが、実際に現地を視察した結果、特に守谷市の場合なんですけれども、検討していく途中段階でクリアしなければならない問題があるということに気づかされています。

ハートフルクーポン券の今回の販売ということで、先ほど議員からもありましたけれども、事前申込み制度ということにいたしまして、20%のプレミアム率にしたところなんですけれども、今回デジタル化までは至っていないのですけれども、販売方法を変えたということで、1世帯当たりの上限の遵守だけでなく、購入希望者の年齢層や必要冊数など、データの把握という点でも今回販売方法を変えたことは大きな意義を持っているものと私のほうでは考えておりますので、今後デジタル化に向けて検討していく上での課題に対応するための材料にもなると思いますので、そうした材料を得たところで、さらに検討してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。何か後ろ向きに検討しているみたいで。分かりました。

当時のハートフルクーポン券をはじめ、発行元の市町村や地域を限定して利用できる地域振興券から着想を得た地域通貨は、発行数がピーク時の2005年には約300種類以上まで稼働数が増加したものの、今、部長がおっしゃったように、発行や管理に係るコスト負担の割に利用が拡大しなかったとか、地域通貨よりも便利なPay Payとか、ああいう形のものの電子マネー

が普及したからという理由が私の中ではあると思います。２０２２年末には、調べたら約１８０種類に減少しているようです。

牛久市では、ハートフルクーポン券を平成１４年度以降、毎年２回発行し、それぞれほぼ完売状態になる事業。これはもう十分に地域に根つき成功裏に進められた事業と、本当に言えると思っています。さらに、今回は沼田市長のプレミアム分が反映され、２倍の２０％ということで、その人気はさらに高まっていくと思います。

しかし、今回、購入できる人を市内に住所を有している人に限定し、事前にはがきで購入を申し込むシステムに変更。購入の上限額はこれまで同様一世帯当たり１０万円としています。これまでとの違い、市民とそうでない申込者の選別や、同一世帯から申込みの上限額を本当に超えていないかなどと、販売する際の事前のチェックがこれまで以上に複雑で手間と時間がかかる事業と私は少し危惧しているところもあります。もしハートフルクーポン券がデジタル化されていれば、このような問題もデジタル技術で解消できるのではないのでしょうか。

そこで質問です。牛久市として、このデジタル通貨のメリット、デメリットはどのように考えているか、どのように検討したのか、教えてください。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 初めに、ハートフルクーポン券の販売方法の変更について、先ほど少し触れましたが、議員からも今ありました。はがきで申込みをしていただくというやり方に変えました。これまで対面販売だったため世帯の確認ができなかったんですけれども、今回、事前にはがきで申込みをいただくことで、上限の１０万円を守っていただくということ、それと世帯の確認をするということで、１０万円がもしこれまで守られていないとすれば、そこは厳格になった、それと市内のみの販売となったというところで、そこはハートフルクーポン券を本当に必要としている市民の方にお届けできるというところでは一歩前進したのかなとは思っております。

一方で今、議員からも御指摘ありましたが、その事前チェックがこれまで以上に複雑で時間と手間を要する。これは明らかにというか、議員おっしゃるとおりで、これまででは対面でしたのでそのままお金を頂いて券を渡すという作業だったんですけれども、確かにこの手間が増えているのは、これは間違いないところでございます。

いずれにしても、ハートフルクーポン券事業、平成１４年から２０年以上続いている事業ですので、こちら先ほど申し上げましたけれども、今回データを取って、この後デジタル化を検討していく上での材料の一つとして、これは活用していきたいというふうには考えております。

次に、御質問のデジタル通貨のメリット、デメリットでございますが、導入するシステムによって違いは生じると思いますけれども、一般的には消費者側のメリットといたしましては、決済完了までの時間が短いこと、現金の持ち運びが不要であること、支払額に応じてポイントが付与されることなどが挙げられます。

一方、消費者側のデメリットとしましては、利用が対象店舗に限られること、チャージが必要であること、支払いに上限額があること、チャージすると現金に戻せないなどが挙げられます。

事業者側では、決済オペレーションが短縮されること、現金管理の手間が減ること。これは現金管理、換金ですけれども、これも議員から換金がかなり手間だという話がありましたけれども、この管理の手間が減ること。利用者に決済方法を幅広く提案できること、キャンペーンで集客のチャンスにつながるなどがメリットとなり、デメリットといたしましては、支払いごとに手数料がかかること、現金化する際にも手数料がかかること、専用の決済端末を設置する必要があることなどが挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

ただいま答弁いただきましたように、デジタル通貨にはメリットもデメリットもあることは、もちろん当然です。しかし、デメリットがあるからといって何もしなければ、ハートフルクーポン事業の改善や市民への利便性の向上にはつながらないことも明らかではないでしょうか。殊さらデメリットを気にして何もしないのではなく、メリットを生かしてよりよいものにしていくという気持ちがなければ、業務への改善や新しいことへの挑戦はできないと念頭に業務に当たっていただきたいと、私は強く望みます。

さて、少し一つの例のお話をさせていただきたいと思います。

先月、日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子を開催した八王子市では、本年10月からデジタル地域通貨である桑都ペイの運用を開始し、日本遺産フェスティバルでは、スマホにアプリをダウンロードしてフェスティバル会場に設置してあるQRコードを読み込むと、2日間で1,000円分のポイントがもらえるサービスを展開して、フェスティバルだけで、2日間で4万人以上が会場を訪れ、関連した開催イベント全体では10万人以上が参加し、大盛況で終わったわけです。

また、他の自治体では、デジタルで裏メニューというんですかね、私の同僚議員の中でも先ほどのようなその限定商品とか、市長もシャトーのビールが大変好調だとか言っていましたけれども、そういったものをデジタル通貨だけでしか購入できないとか、やはり特別なものとか、それでしか買えないと言われると、何かそそられるじゃないですか。そういったものを複数取り入れて、地域外から利用促進を図るなどというようなことを、このようにイベントで集客のツールとして活用したり、そうすればシャトーのイメージなんかも上がるんじゃないかなと思うんですよね。

先日、行政視察をした静岡県西伊豆町でも、サンセットコイン事業と題して電子地域通貨事業を実施しておりました。これは、デジタル地域通貨事業の本当の成功例として、インターネットなんかでも紹介されていますから、ぜひ見てみていただきたいと思います。

このように、デジタル技術は、もう毎日のように進化しているんです。市内商工業ばかりじゃなくて、市役所の業務にもつなげることは、私は可能だと思うんです。いろいろなポイントを付与したりして。

沼田市長も、よくDX化ということを積極的に進めていきたいということを、公約の中でも述べていました。

そこで質問したいのですが、市内の経済活性化が期待でき、コロナウイルス感染症などの感染防止や行政の事業拡大にもつながるデジタル通貨事業を導入すべきと私は強く考えますが、市の見解をお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

デジタル技術は、議員おっしゃるとおり日進月歩で進化を遂げております。世の中の仕組みも大きく変化しております。今後ますますキャッシュレス化が進んでいくことは間違いございません。

市としては、高齢者などデジタル弱者に配慮し、誰一人取り残さないことを念頭に、無理のない形で導入し、徐々に市民生活に根づくような仕組みを構築していく所存でございます。そのため、市民の皆様からの御意見、御要望を反映しつつ、他市町村の動向も注視しながら、当市にとってベストなシステム、時期、導入プロセスについて慎重に検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 何かすごく前向きに、私の耳にはかなり前向きにやっていただけるのかなと超期待して。

ですから、牛久市の実情に合った制度設計をする段階にもう本当に来ているんですよ。今の市長は多分、そういうことを言いたかったのかなと、もう勝手に頭の中でそう思っていますけれども。

それで、俺（「私」に訂正あり）、こだわるわけじゃないんだけど、よく検討、検討というのを毎回、毎回聞くのだけれども、検討して何年もたっていると、もうできないと思うんですよ。やっぱりもちろん市役所ですから、100%ちゃんとしたものを提案したいというのは分かるんですけど、いいんじゃないですかね、60%、70%でも出して、それを改善していったって、完全に100%に近づけていくような、そういう仕事のやり方も俺（「私」に訂正あり）はあると思うんですよ。あんまり言っているとちょっとあれなんですけれども、その辺のところ、どういうふうに思いますかね。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 これまでの取組については、私は正直把握はしておりませんが、ただ繰り返しのようになってしまっていますが、時代の流れからして、もう避けて通れないものだと思います。

これは個人的な感想でございますけれども、私も年に一、二度東京ドームに行きますと、もう東京ドーム内は現金が使えないようになっています。そういった状態ですから、Suicaとか、ほかにもあるんですけど、常にチャージできるような環境が整っていたり、都内ではだんだんもうそうなるのが主流になってきているんですね。

ですから、今すぐとはちょっとお答えはできませんけれども、引き続き検討いたします。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 前向きな答弁で、本当にうれしく思います。今までに、私は一般質

間をして、これだけの前向きな答弁を市長からいただいたことが一度もありませんから、本当にうれしく思います。

最後に私の感想をちょっと述べさせていただいてやめますから。何事もそうですが、初めの一步を踏み出すことは、これ分らないことだらけだから、さっきも言ったように大変だと私は思うんですよね、それは。しかし、物事を始めるのは、最初は誰も初めてなんです。その一步を踏み出すことで新たな道が開けるんですよ。

それは、私は市役所の仕事も同じだと思うんです。もちろん前例に踏襲して、新たなことはちゅうちょしてやらない。でも、それじゃ絶対にやっぱりよくないですよ。沼田市長の新体制になったところで、ぜひとも今までの考えを皆さん改めて、もうそういうふうに踏襲してやっていけばいいんだと、タイムカードを押して時間で帰ればこれでオーケー、そうじゃなくて、新しいことをびしっとやっていこうよというふうに、もう一度、気持ちの中で呼び覚ましてほしいんですよ、俺（「私」に訂正あり）は。

これはもうどうでもいいことなので流してもいいんですけども、私の一般質問はこういった形で、いつも書いてきても最後ちょっとめちゃくちゃになっちゃうんですけども、感情入っちゃってすみません。

以上、これで終わります。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 先ほど申し上げましたとおり、実施時期は未定です。ですから、このキャッシュレス化というのは、恐らく大きな予算を伴うもので、この市内だけでも結構な予算になりますから、それを各商店とか、そういった端末もそろえとなりますと、やっぱり個人の負担も増えてきますし、勝手にそろえてくださいという話にも恐らくならないのかなというふうに思いますので、それは検討いたしますので、御理解ください。

○諸橋太一郎 議長 以上で5番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後4時37分延会